

令和元年 9 月 甲良町議会定例会会議録

令和元年 9 月 5 日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|------|----------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について |
| 第 4 | 報告第 3 号 | 平成 3 0 年度甲良町財政健全化判断比率の報告について |
| 第 5 | 報告第 4 号 | 平成 3 0 年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について |
| 第 6 | 報告第 5 号 | 平成 3 0 年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 第 7 | 認定第 1 号 | 平成 3 0 年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 認定第 2 号 | 平成 3 0 年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 認定第 3 号 | 平成 3 0 年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 10 | 認定第 4 号 | 平成 3 0 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 11 | 認定第 5 号 | 平成 3 0 年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 12 | 認定第 6 号 | 平成 3 0 年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 13 | 認定第 7 号 | 平成 3 0 年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 14 | 認定第 8 号 | 平成 3 0 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 15 | 認定第 9 号 | 平成 3 0 年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について |
| 第 16 | 議案第 32 号 | 甲良町印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 第 17 | 議案第 33 号 | 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 18 | 議案第 34 号 | 甲良町税条例の一部を改正する条例 |
| 第 19 | 議案第 35 号 | 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更につき、議決を求めることについて |
| 第 20 | 議案第 36 号 | 滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて |

- 第21 議案第37号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 第22 議案第38号 令和元年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第39号 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第40号 令和元年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第25 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて
- 第26 同意第1号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第27 同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第28 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1 番	岡 田 隆 行	2 番	田 中 章 浩
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	阪 東 佐智男
7 番	宮 寄 光 一	8 番	木 村 修
9 番	西 川 誠 一	10 番	建 部 孝 夫
11 番	西 澤 伸 明	12 番	丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	松 田 嘉 一
総 務 課 長	中 川 雅 博	教 育 次 長	福 原 猛
会計管理者	宮 川 哲 郎	学校教育課長	上 橋 純 子
税 務 課 長	西 村 克 英	社会教育課長	大 野 けい子
企画監理課長	村 岸 勉	建設水道課長	北 坂 仁
住 民 課 長	小 林 千 春	人 権 課 長	丸 澤 俊 之
保健福祉課長	米 田 志保子	総務課参事	上 田 真 司
産 業 課 長	中 村 康 之	建設水道課参事	丸 山 正

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長 橋 本 浩 美 書 記 白 波 瀬 愛

(午前 9 時 0 0 分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は 12 人です。

議員定足数に達していますので、令和元年 9 月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4 番 山田裕康議員および 5 番 野瀬議員を指名します。

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 24 日までの 20 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 9 月 24 日までの 20 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和元年 9 月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に若干の行政報告をさせていただきます。

本年 7 月 1 日から健康増進法の改正に伴って、町役場をはじめとする全ての公共施設の敷地内で全面禁煙を実施することにいたしました。7 月 27 日に予定していました甲良町夏祭りは、台風 6 号の接近で大雨洪水警報が発令され、雨天のため 2 年連続の中止とさせていただきました。

次に、6 つの事業について報告いたします。

1、プレミアム商品券の封書に誤発送があったことについてであります。去る 8 月 23 日に議会全員協議会で説明いたしましたとおり、対象者 1,274 通のうち、50 通の申請書の用紙が誤って他の人の用紙が混入していたものがあります。議員から、緊張感、注意力、集中力が足らないなど鋭くご指摘をいただいております。まさしくご指摘のとおりであると考えております。コンプライアンス意識の向上に努めてきましたが、改めて日常業務を確実にを行うよう指示するとともに、服務に関する第三者委員会報告後の 5 月 24 日付の町長見

解、そして、本年9月1日に施行した甲良町職員倫理規程の研修を実施し、以降の再発防止に組織を挙げて取り組んでまいります。

2、公金横領事件に関しての取り組みについてであります。元職員から本年2月12日に4,760万1,219円の弁済があり、順次、税等に充当してきたところ、現時点で相当程度充当を行うことができました。今議会でも資料説明しましたとおり、徴収事務の再開後において、未納金の納付について申立者があり、納付されたか否かの整理事務はあるものの、本年12月を目途に本事件をいったん、終結の区切りをつけたいと考えています。

3、彦根愛知犬上広域行政組合の新ゴミ処理施設についてであります。本年2月22日、組合議会において候補地、竹原地区の白紙撤回を求める決議案が全会一致で可決いたしました。このことを受けて、当初の5つの応募地から再検討することになり、改めて公募されたところ4地域から書類申請がありました。5月25日から6月9日まで4つの応募地周辺地域の6会場で新ゴミ処理施設に係る住民説明会が開催され、その意見概要がまとめられています。また、6月24日を締め切りとして、圏域住民7,000人抽出のアンケートが行われ、回収数2,293人、回収率32.8%のアンケート結果報告書がまとめられています。そして、7月20日には、豊郷町、豊栄のさとを会場に圏域住民を対象にして、建設候補地の再選定を進めていることについての意見交換会が開催されました。これらをもとに現在、組合議員と組合管理者との間で候補地選定に関して、意見交換が行われているところであります。

4、湖東広域衛生管理組合の構成団体である東近江市の旧愛東町、湖東町域分が令和2年3月31日をもって脱退することについてであります。東近江市は、令和元年3月31日をもって、可燃ごみ処理事業について脱退されています。また、し尿処理および浄化槽汚泥についても、八日市布引ライフライン組合に編入したい意向が示されていて、このたび財産および負債の清算に伴う金額算定について合意に達しました。これによって、令和2年3月31日をもって東近江市が湖東広域衛生管理組合から脱退される協議が成立し、脱退される場合については、同組合の規約変更を行う必要があります。これには構成する市、町の議決を要することとなります。本年12月甲良町定例議会で議案上程を予定していますので、よろしくお願いいたします。

5、甲良町地域防災計画改定業務と甲良町公共施設の個別施設計画策定業務についてであります。この2つの計画策定業務に関しては、今年度事業で既に事業者と業務委託契約ができています。近年の各地の大規模自然災害の状況を見るとき、いつ起こるかわからない災害に備える防災のまちづくりの重要性を認識いたしているところであります。昨年度は、倉庫と防災センターについて、議会において原案協議してきたところです。今年度はこの業務の中で、よ

り具体的なプランづくりをいたしていくものであります。本町にとってふさわしい防災設備、防災本部機能について甲良町消防団と下協議しながら、議会と入念に計画について協議をいたしたいと考えています。とりわけ防災センターは重点使用として取り組んでまいりたいと考えております。

6、カーボン・マネジメント事業等についてであります。甲良町公民館は地域の防災、減災と低炭素化を同時に実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業であり環境省の4分の3補助を受けての事業実施であります。現在、公募型プロポーザルの公募中で、近く業者選定を行います。つきましては、今議会最終日の9月24日に契約締結について、議案追加させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。役場庁舎と保健福祉センターは、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業（第2号事業）で同じく環境省の3分の2補助を受けての事業実施であります。現在、補助金交付申請をいたしているところであり、それぞれキュービクル、空調、ボイラー、照明等の工事を予定しているところですが、事業繰り越ししての事業となる見込みであります。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第2号は、令和元年6月6日付けで契約締結の議決を得ました甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新について、契約金額を変更する専決処分をいたしましたので、その報告であります。

報告第3号から第5号は、財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率の報告であります。平成30年度の状況として、実質赤字比率および連結実質赤字比率については、実質収支が黒字のため比率は算出されていません。実質公債費比率につきましては、11.8%となり、前年より0.1ポイント良化いたしました。将来負担比率につきましては、前年と同じく比率は算出されていません。公営企業会計における資金不足比率は、下水道事業会計および水道事業会計の各会計とも資金不足を生じておりませんので、比率は算出されません。引き続き各会計とも財政の健全維持に向けて努力する所存であります。

議案第32号は、甲良町印鑑条例の一部改正を改正するものであります。印鑑証明に旧氏を希望される場合に併記するための一部改正であります。

議案第33号は、甲良町職員の給与に関する条例を一部改正するものであります。成年被後見人および被保佐人であることを理由に不当な差別がされないよう関係法律が整備されたことに伴う一部改正であります。

議案第34号は、地方税法の改正に伴い甲良町税条例の一部を改正するものであります。

議案第 35 から第 37 号は、滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更および組合の解散、解散に伴う財産処分につき議決を求めるものであります。

議案第 38 号は、令和元年度一般会計補正予算（第 2 号）で、1 億 7,645 万 6,000 円を追加し、総額を 42 億 7,584 万 1,000 円とするものであります。主な補正項目といたしましては、歳入では前年度繰越金 1 億 9,112 万 2,000 円を計上しております。歳出では、総務管理費で財政調整基金の積立金 1 億 6,000 万円の増額。教育総務費で、施設修繕工事費 1,779 万 1,000 円、設計監理委託費 1,233 万 9,000 円を追加しております。

議案第 39 号は、令和元年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）で、3,928 万 9,000 円を追加し、総額を 9 億 4,602 万 7,000 円とするものであります。主な内容といたしましては、前年度繰越金、補助金の返還によるものであります。

議案第 40 号は、令和元年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）で、5,224 万 6,000 円を追加し、総額を 9 億 802 万 2,000 円とするものであります。主な内容といたしましては、前年度繰越金、補助金の返還によるものであります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めるものであります。

同意第 1 号は、甲良町公平員会委員の選任につき、同意を求めるものであります。

同意第 2 号は、甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めるものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決、同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○丸山議長　ここで、西澤議員から発言を求めておられますので、発言を許可します。11 番　西澤議員。

○西澤議員　去る 6 月定例会の最終日に報告いたしました、個人情報流出問題および選挙資金調査特別委員会の中間報告で、本会議において訂正がされないまま過ぎしました。次の日、訂正が発覚し、本来、本会議で訂正すべきところでありましたので、訂正の届けを報告させていただきます。6 月 14 日付の文書を読み上げさせてもらって、報告とさせていただきます。

甲良町議会議長　丸山恵二様。

甲良町議会議員　西澤伸明。

訂正届。

令和元年6月定例会で報告しました個人情報流出問題および選挙資金調査特別委員会の中間報告書に一部訂正箇所がありましたので、訂正許可願います。

記。

報告書の3ページ、下から14行目の「25年2月17日には」を「26年2月17日には」に訂正いたします。

なお、本会議で既に訂正済み及び追加の事項は、以下の①、②、③のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告終わります。

○丸山議長 日程第3 報告第2号専決処分の報告についてを議題とします。報告書が提出されていますので、報告を求めます。

企画監理課長。

○村岸企画監理課長 報告第2号 専決処分の報告について説明申し上げます。

地方自治法第180条の第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

令和元年9月5日。

甲良町長 野瀬喜久男。

1ページをおめくりください。

専第9号 専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により下記のとおり専決する。

令和元年8月22日。

甲良町長 野瀬喜久男。

令和元年6月6日付で契約締結の議決を得た下記契約について、変更の必要性が生じたため、次のとおり変更を行うものであります。

件名については、甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新でございます。こちらについては変更はございません。契約の方法につきましても、随意契約で変更はございません。契約の金額につきまして、変更前につきまして1,020万9,240円であったものを、変更後938万1,420円に減額するものの変更でございます。また、契約の相手方につきましても、日本ソフト開発株式会社と変更はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

報告第2号は、これをもって報告を終わります。

日程第4 報告第3号から日程第6 報告第5号までを一括議題とします。
報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 報告第3号 平成30年度甲良町財政健全化判断比率の報告についてということで、裏面をお願いします。

まず1つ目ですが、実質赤字比率はありません。2つ目の連結実質赤字比率もありません。3番目の実質公債費比率が11.8%で、基準が25%であります。4番目の将来負担比率もありません。

次に、報告第4号 平成30年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてということで、これも裏面をお願いいたします。資金不足比率はありません。

次に、報告第5号 平成30年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告についてであります。これも、裏面をお願いします。この会計につきましても、資金不足比率はありません。

以上であります。よろしくをお願いします。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

ここで、監査委員の岡田議員から、平成30年度甲良町健全化判断比率、同じく下水道事業特別会計資金不足比率ならびに水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されていますので、その報告を求めます。

1番 岡田議員。

○岡田議員 平成30年度財政健全化審査意見書。

財政健全化法の規定により、平成30年度甲良町財政健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。総合意見。健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

実質赤字比率について。実質収支は黒字のため算出されない。

連結実質赤字比率について。連結実質収支は黒字のため算出されない。

実質公債費比率について。11.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好である。

将来負担比率について。将来負担比率は将来負担額から充当可能財源等を引くとマイナスであり、比率は算出されないため健全である。

続きまして、平成30年度甲良町下水道事業特別会計および水道事業会計

経営健全化審査意見書。

財政健全化法の規定により、平成30年度甲良町下水道事業会計特別会計および水道事業会計の経営健全化について、判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

審査の概要。経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果。総合意見。資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見。

資金不足比率について。両会計とも資金不足は生じないため、算出されない。

以上です。

○丸山議長 以上で、報告を終わります。

次に、日程第7 認定第1号から日程第15 認定第9号までを一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 認定第1号 平成30年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 平成30年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成30年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 平成30年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第8号 平成30年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第9号 平成30年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算ならびに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

令和元年9月5日。

甲良町長。

○丸山議長 認定第1号から認定第8号までは会計管理者、認定第9号は建設水道課長にて、順次、説明を求めます。

会計管理者。

○宮川会計管理者 それでは、認定第1号から認定第8号について説明いたします。

まずは、一般会計の決算書、2枚をおめくりください。タイトルが、平成30年度甲良町一般会計決算書となっております。このページからはじめさせていただきます。

平成30年度甲良町一般会計決算書。

歳入歳出予算額41億6,447万6,000円、歳入決算額40億1,599万2,441円、歳出決算額37億296万2,701円。歳入歳出差引残額3億1,302万9,740円、うち翌年度繰越財源8,190万7,000円。実質収支2億3,122万2,740円。

1ページをご覧ください。歳入を読み上げさせていただきますが、款ごとの収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に読み上げ、ゼロ円の読み上げは省略いたします。

1款 町税、収入済額8億3,468万7,636円、不納欠損額391万2,387円、収入未済額3,394万8,053円、2款 地方贈与税3,468万2,000円、3款 利子割交付金135万円、4款 配当割交付金266万1,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金246万7,000円、6款 地方消費税交付金1億2,553万4,000円、7款 自動車取得税交付金1,403万円、8款 地方特例交付金244万6,000円、9款 地方交付税16億2,050万1,000円。

3ページをご覧ください。

10款 交通安全対策特別交付金97万3,000円、11款 分担金及び負担金3,150万560円、409万1,450円、12款 使用料及び手数料2,284万9,459円、2,397万7,600円、13款 国庫支出金2億6,857万8,403円、2,385万4,000円、14款 県支出金2億3,283万260円、622万円、15款 財産収入1,486万3,581円、48万円、16款 寄附金3,747万3,035円、17款 繰入金2億6,176万7,613円。

5ページをお開きください。

18款 繰越金1億4,712万4,211円、19款 諸収入1億1,475万2,683円、388万4,296円、20款 町債2億4,492万

1, 000円、4, 830万円。歳入合計40億1, 599万2, 441円、391万2, 387円、1億4, 475万5, 399円。

続いて、7ページをご覧ください。

歳出でございます。歳入と同様に款ごとに支出済額、翌年度繰越額を読み上げさせていただきます。

1款 議会費、支出済額6, 500万455円、2款 総務費7億138万4, 872円、翌年度繰越額424万6, 000円、3款 民生費11億5, 357万5, 257円、4款 衛生費2億5, 318万6, 401円、5款 労働費46万6, 000円、6款 農林水産業費1億5, 521万3, 498円、672万円、7款 商工費3, 754万1, 569円。

9ページをお開きください。

8款 土木費3億5, 439万2, 913円、770万円、9款 消防費1億2, 126万4, 633円、10款 教育費4億6, 921万799円、1億4, 574万6, 000円、11款 災害復旧費はございません。12款 公債費3億9, 150万3, 759円、13款 諸支出金22万2, 545円、14款 予備費はございません。

11ページをお開きください。

歳出合計37億296万2, 701円、1億6, 441万2, 000。

続きまして、特別会計に移らせていただきますので、別冊をご用意ください。

これより認定第2号から認定第8号までを説明いたします。一般会計同様に読み上げさせていただきます。まず、2枚お開きいただき、緑の表紙をご覧ください。

認定第2号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計決算書。

歳入歳出予算額10億3, 434万7, 000円、歳入決算額9億8, 022万2, 298円、歳出決算額9億4, 093万6, 468円、歳入歳出差引残額3, 928万5, 830円、実質収支3, 928万5, 830円。

1ページをご覧ください。

歳入でございます。1款 国民健康保険税1億6, 154万3, 636円、425万9, 900円、2, 504万964円、2款 使用料及び手数料12万9, 509円、3款 国庫支出金はございません。4款 県支出金6億6, 775万7, 065円、5款 財産収入はございません。6款 繰入金8, 565万5, 738円、7款 繰越金6, 250万1, 934円、8款 諸収入263万4, 416円、9款 町債はございません。

続きまして、3ページをご覧ください。

歳入合計9億8, 022万2, 298円、425万9, 900円、2, 504万964円でございます。

続きまして、5ページをお開きください。

歳出でございます。1款 総務費2,988万8,283円、2款 保険給付費6億3,947万2,909円、3款 国民健康保険事業費納付金1億9,176万8,682円、4款 共同事業拠出金84円、5款 財政安定化基金拠出金はございません。6款 保健事業費1,834万6,008円。

7ページをお開きください。

7款 基金積立金3,368万9,014円、8款 公債費600万円、9款 諸支出2,177万1,488円、10款 予備費はございません。歳出合計9億4,093万6,468円でございます。

次に、水色の表紙の下水道事業特別会計に移りますので、この国民健康保険税の37ページまでお開きください。

認定第3号 平成30年度甲良町下水道事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額4億7,011万9,000円、歳入決算額4億6,255万8,494円、歳出決算額4億6,246万9,321円、歳入歳出差引残額8万9,173円、実質収支8万9,173円。

1ページをご覧ください。

歳入でございます。1款 分担金及び負担金243万8,600円、5万1,000円、2款 使用料及び手数料9,195万7,110円、12万7,750円、730万5,690円、3款 国庫支出金680万円、4款 財産収入2万5,864円、5款 繰入金2億1,552万8,000円、6款 繰越金31万4,220円、7款 諸収入49万4,700円、8款 町債1億4,500万円。歳入合計4億6,255万8,494円、12万7,750円、735万6,690円。

3ページをお開きください。

歳出でございます。1款 総務費3,931万4,240円、2款 下水道事業費7,255万6,023円、3款 公債費3億5,059万9,058円、4款、予備費はございません。歳出合計4億6,246万9,321円。

次に、オレンジ色の表紙、住宅新築資金等貸付事業特別会計に移りますので、下水道会計の18ページをおめくりください。

認定第4号 平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額1,703万1,000円、歳入決算額1,409万6,808円、歳出決算額1,409万6,556円、歳入歳出差引残額252円、実質収支252円。

1ページをご覧ください。

歳入でございます。1款 県支出金51万6,000円、2款 繰入金910万7,487円、3款 繰越金252円、4款 諸収入447万3,069

円、1億4,574万8,001円。歳入合計1,409万6,808円、1億4,574万8,001円。

3ページをお開きください。

歳出でございます。1款 総務費962万3,487円、2款 公債費50万2,984円、3款 諸支出397万85円、4款 予備費はございません。歳出合計1,409万6,556円。

次に、緑色の表紙、土地取得造成事業特別会計に移らせていただきます。住宅新築資金の14ページをおめくりください。

認定第5号 平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額80万2,000円、歳入決算額46万6,256円、歳出決算額46万5,359円、歳入歳出差引残額897円、実質収支897円。

1ページをご覧ください。

歳入でございます。1款 財産収入46万5,359円、2款 繰越金897円、3款 諸収入はございません。歳入合計46万6,256円。

3ページをお開きください。

歳出でございます。1款 公共事業用地取得事業費27万2,000円、2款 諸支出金19万3,359円、3款 予備費はございません。歳出合計46万5,359円でございます。

次に、藤色の表紙、墓地公園事業特別会計に移らせていただきます。土地取得の10ページをおめくりください。

認定第6号 平成30年度甲良町墓地公園事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額198万9,000円、歳入決算額129万8,767円、歳出決算額129万7,992円、歳入歳出差引残額775円、実質収支775円。

1ページをお開きください。

歳入でございます。1款 繰越金347円、2款 使用料及び手数料122万円、3款 諸収入1万300円、4款 財産収入120円、5款 繰入金6万8,000円。歳入合計129万8,767円。

3ページをお開きください。

歳出でございます。1款 墓地公園管理費60万6,792円、2款 諸支出金69万1,200円、3款 予備費はございません。歳出合計129万7,992円でございます。

次に、サーモンピンクの表紙、介護保険事業特別会計に移りますので、墓地公園の10ページをおめくりください。

認定第7号 平成30年度甲良町介護保険事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額8億6,788万9,000円、歳入決算額8億7,665

万1, 599円、歳出決算額8億2, 536万4, 997円、歳入歳差引残額5, 128万6, 602円、実質収支5, 128万6, 602円。

1ページをお開きください。

歳入でございます。1款 保険料1億8, 018万7, 060円、75万9, 500円、257万2, 690円、2款 使用料及び手数料1万3, 000円、マイナス100円、3款 国庫支出金2億966万9, 632円、4款 支払基金交付金2億795万7, 852円、5款 県支出金1億2, 721万4, 862円、6款 財産収入はございません。7款 繰入金1億3, 142万7, 831円、8款 繰越金2, 014万5, 960円、9款 諸収入3万5, 402円。

3ページをお開きください。

10款 町債はございません。歳入合計8億7, 665万1, 599円、75万9, 500円、257万2, 590円。

5ページをお開きください。

歳出でございます。1款 総務費4, 003万9, 826円、2款 保険給付費7億5, 772万8, 772円、3款 地域支援事業費1, 602万4, 312円、4款 基金積立金および5款 公債費はございません。6款 諸支出金1, 157万2, 087円。

7ページをお開きください。

7款 予備費はございません。歳出合計8億2, 536万4, 997円でございます。

次に、黄色の表紙、後期高齢者医療事業特別会計に移らせていただきますので、介護保険の37ページをおめくりください。

認定第8号 平成30年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計決算書。

歳入歳出予算額6, 986万3, 000円、歳入決算額6, 980万2, 101円、歳出決算額6, 950万7, 535円、歳入歳出差引残額29万4, 566円、実質収支29万4, 566円。

1ページをお開きください。

歳入でございます。1款 後期高齢者医療保険料4, 197万4, 057円、マイナス26万1, 266円、2款 使用料及び手数料1, 600円、3款 繰入金2, 753万4, 702円、4款 繰越金14万7, 091円、5款 諸収入14万4, 651円。歳入合計6, 980万2, 101円、マイナス26万1, 266円。

3ページをお開きください。

歳出でございます。1款 総務費477万6, 307円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金6, 458万6, 577円、3款 諸支出金14万4, 6

51円、4款 予備費はございません。歳出合計6,950万7,535円でございます。

以上で、私の方からの説明を終わらせていただきます。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 それでは、私の方から水道事業会計につきましてご説明申し上げます。ピンクの表紙をお願いいたします。

認定第9号 平成30年度甲良町水道事業会計決算並びに事業報告の認定についてでございます。2枚おめくりください。

決算報告書。収益的収入および支出でございます。収入の部、第1款 水道事業収益、決算額1億9,581万2,778円、支出の部、第1款 水道事業費1億8,009万8,174円でございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入および支出でございます。収入の部、第1款 資本的収入はございません。支出の部、第1款 資本的支出、決算額8,156万6,693円、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,156万6,693円は、当年度損益勘定留保資金6,083万5,963円、減債積立金2,073万730円で補填したものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。収益から費用を引いた経常利益、下から7行目でございます。1,473万5,652円、同じく下の4行目、当年度純利益は同額でございます。前年度繰越利益剰余金1億556万2,013円、その他未処分利益剰余金変動額2,073万730円、当年度未処分利益剰余金は1億4,102万8,395円でございます。

9ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。資産の部、下から9行目、固定資産の合計額です。20億7,706万4,275円。流動資産、下から2行目、合計額が3億6,376万8,688円でございます。資産合計は24億4,083万2,963円です。

次のページをお願いします。

負債の部です。固定負債合計が6億3,648万4,522円です。流動負債の合計額は7,817万4,867円です。繰延収益の合計額は8億2,680万8,102円です。負債の合計額が15億4,146万7,491円でございます。

下に行きまして、資本の部、資本金の合計額が2億3,912万2,400円、剰余金の合計額、下から3行目が6億6,024万3,072円、資本合計が8億9,936万5,472円、負債資本合計は資産合計と同額でございます。

ます。

11ページをお願いいたします。

事業報告書でございます。議会議決事項として認定1件、議案1件を提出し、議決いただいております。

13ページをお願いいたします。

業務でございます。業務量として有収率が85.35%、0.29ポイントの増となっております。

15ページをお願いいたします。

収入の事項でございます。供給単価1立米当たり164.8円でございます。事業費用に関する事項として、給水単価が1立米当たり156.5円、収益的収支比率が108.7%でございます。

17ページをお願いいたします。

企業債および一時借入金です。企業債は前年度末の残高が7億7,327万4,611円、今年度の償還額が6,832万3,523円、本年度残高が7億495万1,088円でございます。一時借入金はございません。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長 質疑に先立ちまして、監査委員の岡田議員から平成30年度甲良町各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

1番 岡田議員。

○岡田議員 平成30年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書について、朗読をもって報告とします。

地方自治法の規定により、平成30年度甲良町一般会計および特別会計・企業会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証拠書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

一般会計。

歳入決算額は40億1,599万2,000円、歳出決算額は37億296万3,000円で、差引3億1,303万円となり、平成31年度へ繰り越した事業に要する財源8,190万7,000円を差し引くと、実質残額は2億3,112万3,000円の黒字で翌年度へ繰り越した。

歳入。歳入決算額は40億1,599万2,000円で、前年度と比べて2,064万6,000円の増となっているが、主には寄附金、地方交付税の減および繰入金、地方債、地方消費税交付金の増などによるものである。歳入決算における自主財源構成比は36.1%と、前年度に比べて0.5ポイント高くなった。今後は、さらに税や使用料を確実に徴収するとともに、納付督促や納付意識の向上等に努め、収入確保に最大限の努力をされたい。

滞納額の主な状況を見ると、町税は不納欠損処分391万2,000円をし

た結果、3,398万4,000円で、1,854万6,000円の減。保育園保育料等は415万8,000円で、4万4,000円の増。住宅使用料は2,367万1,000円で、108万8,000円の増。学校給食費は272万7,000円で、30万7,000円の増。平成30年度滞納額の合計額は6,649万7,000円となり、前年度と比べて1,751万9,000円減少しているが、不納欠損額も391万2,000円あり、依然として滞納額が大きな状況となっている。

平成30年度に甲良町の債権における滞納原因や、地方税法に基づいた不納欠損処理について町統一の判断基準を定めた。公平性を保つ上で効果的であり、今後もそれに従い滞納整理を行うとともに、料金などの徴収金についても恣意性が入らないよう努められたい。また、他会計の債権についても常に連携を図り、回収に努められたい。

なお、学校給食費や保育料、住宅使用料、児童クラブ利用料等は、利用者負担が原則である。滞納の未然防止として、児童クラブ利用料については一部前納を取り入れるなどの改善があり評価をする。今後も、未納者を出さないよう積極的かつ小まめな徴収事務により一層努力をされたい。

続いて、歳出。歳出決算額は37億296万3,000円で、前年度と比べて1億4,525万9,000円の減となっているが、主には公債費、消防費、土木費、商工費、民生費の減、教育費、総務費の増などによるものである。

普通会計ベースにより、地方債現在高は24億8,874万8,000円で前年より1億2,476万7,000円減少し、地方債現在高比率は、106.0%と前年度より5.6ポイントといずれも低くなった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.7%で、人件費、公債費などの経常支出充当一般財源が減ったことにより、前年度と比べて1.2ポイント良化している。しかし、経常収支比率は通常75%以内が妥当であり、町の財政は依然として弾力性に乏しく硬直化しており、危機的状況にあると言わざるを得ない。今後も、歳入に見合った歳出を原則に、限られた財源の重点的、効率的な配分や更なる人件費の削減、不要不急の事業見直し等による歳出削減に職員が一丸となって取り組まれたい。

国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が9億8,022万2,000円、歳出が9億4,093万6,000円で、差引3,928万6,000円の残額は翌年度へ繰り越した。不納欠損額の426万円を除くと2,504万1,000円となり、前年度より1,830万5,000円減少している。現年度の収納率は95.7%と前年度より0.7ポイント上回っており、滞納額および不納欠損額も減少している。平成26年度には、県からの広域化等支払基金貸付金3,000

万円を借り受け、平成28年度から5年間にわたり、毎年600万円の返済をしており、その残は1,200万円である。

平成30年度は、広域化に伴い県が国保の財政運営の責任主体であることから急激な医療費増加に伴う財政危機のリスクの回避はできるものの、医療費増大は保険税の上昇につながる。税務課においては納期内納税者に不公平とならないよう適確な賦課徴収を行い、住民課においては給付担当課として適正な資格管理や給付事務の適正化に努め、今後も納付勧奨のサポートを継続しつつ、収納率の向上に連携を図りながら取り組まれない。

下水道事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が4億6,255万8,000円、歳出が4億6,246万9,000円で、差引8万9,000円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は、不納欠損額の12万8,000円を除くと735万7,000円であり、前年度に比べて74万円減少した。給水停止基準に基づく給水停止事前通知に重点を置いた方針により周知を図り、その効果があらわれた。今後も引き続き、実効ある滞納整理に取り組み、収納率の向上に努力されたい。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計について報告します。

本会計決算額は、歳入が1,409万7,000円、歳出が1,409万7,000円で、差引252円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は、1億4,574万8,000円と前年度に比べて400万3,000円減少しているが、現年度の収納はなく、前年度より23.7ポイント下回っている。悪質な滞納者については弁護士に債権回収業務を委託し、差し押さえや競売などの法的措置をとる強い姿勢で収納率の向上に努力されたい。なお、相続人から債務放棄の申し立てがあるケースについては、3カ月以内に家庭裁判所へ法的な申し立てを行っているか、法務局に確認をする事務を実行されたい。

土地取得造成事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が46万6,000円、歳出が46万5,000円で、差引897円の残額は翌年度へ繰り越した。今後も地籍調査業務と連携し、早急に売却処分できるよう用地整備等の現況把握に努め、公募や隣地払下げ等を実施されたい。

墓地公園事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が129万9,000円、歳出が129万8,000円で、差引775円の残額は翌年度へ繰り越した。173区画が残っている現状である。近年返還も見られるため、今後も効果的なPRを行うなどして販売促進に努められたい。また、墓地公園管理基金が減少しているが、維持管理料を賄うため、令和2年度から管理料の増額改正を行うが、適正な支出をされたい。

続いて、介護保険特別会計について報告します。

本会計決算額は、歳入が８億７，６６５万２，０００円、歳出が８億２，５３６万５，０００円で、差引５，１２８万７，０００円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は、不納欠損額７６万円を除くと２８２万２，０００円と前年度に比べて２，０００円増加した。また、現年度普通徴収の収納率は、９０．７％と前年度より４．９ポイント増加、過年度徴収の収納率は１４．１％と前年度より２．２ポイント減少した。平素からこまめな納付指導や接触を行うとともに、時効の中断対策に向け、一括した催告書の発送ではなく、期間を決めてこまめな事務の遂行と時効の中断となる分納誓約書を徴するなど、滞納の未然防止は重要な平常事務であることの意識を持ち、確実な事務執行に努められたい。また、滞納者には預貯金調査を行うなど実態把握をこまめに行い、今後は滞納者に対して差し押さえ等を含めた法的措置をとるなど強固な姿勢で臨まれたい。

後期高齢者医療事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が６，９８０万２，０００円、歳出が６，９５０万８，０００円で、差引２９万５，０００円の残額は翌年度へ繰り越した。収入未済額は３万３，０００円と前年度に比べて２万８，０００円増加しているため、今後も納付義務の十分な理解を得られるようにこまめな説明を行い、初期段階での窓口説明や電話連絡等の対応に努め、新規未納者の未然防止に努められたい。

続いて、水道事業会計について報告します。次ページ、１２ページをお願いします。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は１億４，２１４万６，０００円、営業外収益は４，２５５万５，０００円、支出の営業費用は１億５，３９７万２，０００円、営業外費用は１，５９９万４，０００円、当年度純利益は１，４７３万６，０００円となり、前年度繰越利益剰余金１億５５６万２，０００円、その他未処分利益剰余金変動額２，０７３万１，０００円と合わせると、当年度未処分利益剰余金は１億４，１０２万８，０００円となった。滞納額は、不納欠損額の５２万円を除くと３，４０８万３，０００円となり、前年度より２５２万２，０００円減少した。これは、給水停止基準に基づく給水停止事前通知に重点を置いた方針により周知を図ったことが功をなした結果である。今後も引き続き、収納率向上に努力されたい。

基金の残高について、平成３０年度末１２億６，３１７万３，６３４円で、前年度より１億７，５６４万８，４３５円減少している。

続いて、地方債の残高について、平成３０年度末、７０億４，０４７万１，０００円で、前年度より３億２，９６２万７，０００円減少している。

徴収金滞納状況の推移について、平成30年度、2億8,158万1,000円で、前年度と比較すると、4,305万9,000円の減額です。

不納欠損額は958万円であった。

最後に結論といたしまして、平成30年度甲良町一般会計および特別会計・企業会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行及び財産の管理については、おおむね適正に処理されていると認められた。また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており誤りのないものと認められた。

財政状況は、町税は微減であり、更に事務事業の見直しや経費の削減に努められたが、脆弱な財政基盤で自主財源に乏しく、多くは依存財源に頼っている現状である。中でも、一般会計および特別会計・企業会計を合わせた地方債の現在高は総額70億4,047万1,000円で、前年比3億2,962万7,000円の減額になったが、依然として大きな借金を抱えている。適切な職員の配置や効率的な組織の運営など行財政運営のスリム化に向け努力し、義務的経費等の抑制に努められたい。

また、歳出の不用額が一般会計、特別会計を合わせると4億4,500万3,000円と多額である。今後は不測の事態に備えた一定額の予備費計上は必要であるが、しっかりと予算計上を行い、各基金の積立額を確実に予算計上するよう習慣づけることが必要である。更に、上席者は属する部署の業務に関する知識の研鑽を積むとともに、全職員については組織運営の基本である報告、連絡、相談を徹底されるよう求める。

公平公正な徴収の認識のもと、実効ある収納、徴収業務を更に進められたい。特に誠意の見られない悪質な滞納者には、より効果的な催告や徹底した滞納処分を行うなど、行政の責任として町の強い姿勢を示し、必要な措置をとられたい。このため、徴収対策本部の機能体制を強化し、常に情報等の連携を密にし、より強力な収納対策を実施されたい。さらには、税の公平性の観点から、町税および町納付金に滞納がある場合には、一般施策等の補助事業にペナルティを課すことをさらに実行されたい。

最後に、町行政の信頼の礎は日々の正しい行政事務、作業等の積み重ねである。財政危機を回避するために職員が一丸となって、町政全般にわたり合理化と経費の節減に努め、無駄のない事業執行に努められたい。併せて、公金横領事件による第三者委員会の提言を真摯に受けとめ、厳正に対応すべく、さらなる組織的なチェック体制の確立や条例等に基づく適正な事務執行に努め、コンプライアンスの意識向上や職場風土の改善を徹底し、職員一人一人が公務員としての自覚と使命感を再認識し、職務に専念されることを切望して、平成30年度決算審査の意見の結びとする。

以上です。

○丸山議長 決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっています認定第1号から認定第9号までの9議案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第1号から認定第9号までの9議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付している議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第16 議案第32号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第32号 甲良町印鑑条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和元年9月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第32号についてご説明申し上げます。

1ページ、おめくりください。

住民票、マイナンバーカードなどへ旧氏を併記できるようにするため、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布され、本年11月5日に施行されますが、これに伴い、甲良町印鑑条例を改正するのでございます。これにより、印鑑証明におきましても、旧氏を希望される場合、併記ができるようになります。

それでは、条例の一部を改正するものについて、具体的に説明申し上げます。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第4条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「または氏名」の次に「、旧氏」を加え、「組合せた」を「組み合わせた」に改め、同項第2号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第5条第4項中「および第3項」を削る。

第 12 条第 1 項第 5 号中「、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)」を加え、「もしくは」を「または」に改める。

付則。この条例は令和元年 11 月 5 日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第 32 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 32 号は可決されました。

次に、日程第 17 議案第 33 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 33 号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○上田総務課参事 それでは、議案第 33 号をご説明申し上げます。

成年被後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人および被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当な差別がされないよう、欠格条項やその他の権利の制限に係る措置の適正化のため、関係法律が整備されたことを受けまして、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書の方をご覧いただきたいと思います。

甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項中「、もしくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法

第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、もしくは失職し」を削る。

第22条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第23条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、もしくは失職し」を削る。

第28条第5項中「当該各項に」を「これらの規定」に改め、「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項または第3項の規定の」に改める。

付則。この条例は、令和元年12月14日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第33号は可決されました。

次に、日程第18 議案第34号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第34号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和元年9月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○西村税務課長 議案第34号 甲良町税条例の一部を改正する条例でございます。お手元の新旧対照表の方をご覧ください。

今回の税条例の一部改正につきましては、個人町民税関係、それから、消費税が10月1日から10%に引き上げられることに伴います法人税割の税率見直し、併せて軽自動車税につきましては、軽自動車の自動車取得税の名前が環境性能割という名称に変わります。従来の軽自動車税につきましては、種別割という名前に変わります。特に、自動車取得税が環境性能割に変わります。現在、取得税、購入時に支払うものでございますが、2%で支払っておりますが、これが10月1日からは1%に引き下げられます。それに伴う諸条例等の改正によるものでございます。なお、施行日につきましては、今回、令和元年10月1日施行、それから令和2年1月1日施行、それから令和2年4月1日施行のものがああります。

それでは、順番に説明させていただきます。

まず、第18条の3、納税証明事項につきましては、軽自動車税が種別割に改正されるに伴う整備でございます、令和元年10月1日改正でございます。

その次の第19条、納期限後に納付しまたは納入する税金または納入金に関する延滞金につきましても環境性能割の導入に伴う改正でございます。こちらとも10月1日でございます。

続きまして、新旧対照表、2ページをお願いいたします。2ページの中段。

第23条関係、町民税の納税義務者等につきましては、法律改正に併せて文言の修正が行われております。また、23条の第3項、町民税の納税義務者につきましては、人格のない社団等についてということで、電子申告義務化に係る規定を適用しないというものでございまして、人格のない社団等につきましては、例えば法人化された自治会、いわゆる地縁団体等がそれに当たるということでございます。こちらにつきましては、23条関係は、令和2年4月1日改正でございます。

続きまして、第34条の4、町民税、法人税割の税率につきましては、10月1日からでございますが、消費税の引き上げに伴いまして100分の7.7と変わります。

続きまして、第36条の2、町民税の申告でございます。こちらにつきましては、法律改正に併せて改正ということで、申告書記載事項の簡素化でございます。

続きまして、新旧3ページの第36条の3の2第1項、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等の申告書、法律改正に併せて改正ということで、単身児童扶養者の扶養親族申告書（給与記載事項）への追加、併せて、その次の36条の3の3につきましては、個人町民税に係る公的年金等の受給者の扶養親族等申告書ということで、こちらにつきましては、申告書の年金の関係での記

載事項への追加ということで、どちらも令和２年１月１日施行になります。

続きまして、第３６条の４をお願いいたします。新旧の５ページでございます。

町民税に係る不申告に関する過料についてでございます。法律改正に併せて改正ということでございます。こちらは令和２年１月１日施行となります。

続きまして、新旧５ページでございます。第４８条、法人の町民税の申告納付というところでございまして、そちらも法律改正に併せて改正ということで、大法人の法人住民税および法人事業税の確定申告書、中間申告書および修正申告書の提出については、これらの申告書に記載すべきものとさせる事項を、電子情報処理組織を使用する方法、e L T A Xによってしなければならない、また大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化および電気通信回線の故障、災害その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であることが認められる場合の措置についての規定でございます。こちらは、令和２年４月１日でございます。

続きまして、第８０条でございます。新旧７ページになります。７ページの中段、軽自動車税の納税義務者等ということで、環境性能割導入に伴う規定の整備でございます。

続きまして、新旧の８ページ、第８０条の３、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲ということで、こちらは削除ということで、また違う条文として上げております。

第８１条、軽自動車税のみなす課税ということで、環境性能割の導入に伴う所要の規定の整備でございます。

それから、８１条の２、先ほどの８０条の３を削除して、この８１条の２というところで、日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲ということで、環境性能割導入に伴う規定の整備となります。

それから、新旧９ページにいきまして、第８１条の３、環境性能割の課税標準、こちらも環境性能割導入に伴うものでございます。

それから、８１条の４、環境性能割の税率、こちらも性能割導入に伴う整備でございます。

同じく８１条の５、環境性能割の徴収の方法ということで、こちらも環境性能割導入に伴うものでございます。

同じく８１条の６、環境性能割の申告納付ということでございます。こちらも性能割導入に伴うものでございます。

もう１つ、８１条の７、環境性能割に係る不申告者に対する過料につきましても、性能割導入に伴う整備でございます。

続いて、10ページにつきまして、81条の8、環境性能割の減免ということで、こちらも性能割導入に伴う所要の規定の整備でございます。

続いて、82条、種別割の税率ということで、軽自動車税が種別割に改正されるに伴う整備でございます。

続きまして、新旧対照表11ページ、第83条、種別割の賦課期日および納期ということで、種別割への改正に伴う規定の整備でございます。

85条、種別割の徴収の方法、こちらにつきましても種別割に改正されるに伴う整備でございます。

それから、87条、種別割に関する申告または報告ということで、こちらにつきましても種別割への改正に伴うものでございます。

おめくりいただきまして、12ページでございます。

第88条、種別割に係る不申告等に関する過料ということで、こちらにつきましても種別割に改正されるに伴う所要の整備でございます。

新旧13ページ、89条、種別割の減免ということで、こちらにつきましても種別割への改正に伴う規定の整備でございます。

第90条、身体障害者等に対する種別割の減免ということで、こちらにつきましても種別割への改正に伴うものでございます。

おめくりいただきまして、新旧14ページをずっといきまして、15ページでございます。

第91条、原動機付自転車および小型特殊自動車の標識の交付等ということで、こちらも種別割への改正に伴うものでございます。

続きまして、新旧の16ページ、付則第15条の2の関係でございます。環境性能割の非課税の範囲の特例、こちらも性能割導入に伴う改正でございます。

それから、第15条の2の3、こちらも軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例ということで、こちらは先ほどの15条の2および15条の2の2を新設したことによる条ずれと併せて性能割の制度導入に伴うものでございます。

それから、付則第15条の3、17ページになります。軽自動車税の環境性能割の減免の特例ということで、環境性能割導入に伴う規定の整備でございます。

それから、15条の4、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例ということで、こちらも環境性能割導入に伴う整備でございます。

続いて、15条の5、こちらは軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付ということで、こちらも環境性能割導入に伴う整備でございます。

付則15条の6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例ということで、性能割導入に伴う規定の整備と税率を1%減とする臨時的軽減の措置を新設する

ものでございます。

それから、新旧 18 ページをお願いします。

付則第 16 条、軽自動車税の種別割の税率の特例ということで、法律改正に併せて改正ということで、軽自動車税のグリーン化特例について段階的に改正するもので、重課の規定を整備し、令和 2 年度および令和 3 年度の軽課を新設するものでございます。

それから、付則第 16 条の 2、新旧の 20 ページでございます。軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例ということで、法律改正に併せて改正するもので、種別割の賦課徴収の特例について、16 条の改正に伴い具体的に改正するものでございます。

以上です。よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11 番 西澤議員。

○西澤議員 37 項目の改正点について、るる説明がありました。そこで、前提となるのが消費税の 10% への改定、それから環境性能割、種別割に改正されることに伴ってということでありましたが、見るからには、1 つの質問は、第 34 条の 4、資料の 8 でいいますと、5 です、この部分が、法人税が下がるというようにありますが、消費税の増税に伴って改定されるのに直接関連するのは、この 5、つまり 34 条の 4 以外もあるのかどうか、これが 1 つです。

それから、もう 1 つは現在、軽自動車税の税率、税額、これがどれだけになるのかという点で、実際のところ 4,000 円と 7,000 円、課税があります。それがどういようように変わるのかというのを説明いただきたいと思います。

もう 1 つ、3 点目は付則の 16 条にある点がわからないので、説明願いたいと思います。軽自動車税のグリーン化特例が令和 2 年度と令和 3 年度だけを軽減税率を適用して、その後は終了するということになっているのでしょうか、その 3 点、ご説明をお願いします。

○丸山議長 税務課長。

○西村税務課長 まず、消費税が引き上げられることに伴いまして、法人税率が引き下げられる。それから、軽自動車税の関係の改正を申し上げましたが、こちらにつきましては、県税であります自動車取得税、今、車を購入しますと、軽自動車ですと、取得価格の 2% を取得税ということで購入時に支払うんですが、これが 10 月 1 日からは名前がまず環境性能割という名前に変わって、その率が 1% に引き下げされるということで、普通自動車も引き下げなんです、特に軽自動車のことで説明させていただきますが、それが消費税増額に伴うものでございます。

それから、2 つ目の軽自動車税ですが、従来、軽自動車税と呼んでいたもの

が種別割と名前が変わりますが、こちらにつきましては従来どおりの税額で納めていただくと、これはいわゆる軽自動車税というものでございます。

それから、最後、先ほどのこのグリーン化特例の関係でございますが、先ほどの軽自動車税の自動車取得税割が環境性能割に変わって、取得価格2%が1%に減額になるというのも、来年10月までの措置になりますので、今後またそれが率が変わったりしますので、今現在は2年度、3年度分の軽課を新設ということで、これは軽自動車の年式に応じて軽自動車の税額が変わるものでございます。

以上です。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 最後のところがわからなかったんですが、限定的な措置になるのか、それともここにあります軽課を新設するというので、2年度と3年度分だけなのか、それともグリーン化特例、いわゆる長く乗った分については重課をかけているという制度だと思いますけれども、それが限定的に軽課となるのかという質問ですが、お願いします。

○丸山議長 税務課長。

○西村税務課長 限定的でございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 37項目の中には、単純な文言の整理、上位法が改正されることによって文言の整理もありますが、やはり中心は消費税の10%を増税することによって、負担を軽減すると、これは大前提で10%になっていきますので、消費のところでは大きな負担になるわけですが、その限定的なところで軽減をすることになっています。そして、それに併せて法人税が下げられると、下げた分、町の配分を増やすということでありまして、もとは庶民、それから中小零細業者も含む法人であります。そういうところになりますので、消費税増税が大前提となって組まれた改正というように判断をし、文言の整理は賛成したいところではありますが、統一して37項目が提案されていますので、容認できないということを述べさせていただきます。

○丸山議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第34号は可決されました。

次に、日程第19 議案第35号から日程第21 議案第37号までを一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第35号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更につき、議決を求めることについて。

地方自治法第286条第1項の規定により、滋賀県市町村交通災害共済組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

議案第36号 滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて。

令和2年3月31日限り滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて、地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

議案第37号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について。

令和2年3月31日限り滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することに伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により次のとおり関係地方公共団体が協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和元年9月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○上田総務課参事 それでは、まず議案第35号についてご説明申し上げます。

滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う事務の承継を滋賀県市長会が行うものとするものの規約改正でございます。

議案書の裏面をご覧いただきたいと思います。

滋賀県市町村交通災害共済組合規約の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。組合の解散に伴う事務の承継。

第10条、事務の承継については、構成団体が議会の議決を経てする協議を

もって定めをすることができる。

第2項、組合の解散があった場合においては、滋賀県市長会がその事務を承継する。

付則。この規約は、滋賀県知事の許可があった日から施行する。

続きまして、議案第36号についてご説明いたします。

民間のさまざまな傷害保険や共済制度の普及や充実により、平成7年をピークに年々加入者が減少し、今後の組合の事業継続が困難になったため、令和2年3月31日で組合を解散するものでございます。

続きまして、議案第37号についてご説明申し上げます。

滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴い、財産処分するものでございます。議案書の裏面をご覧ください。

1、関係地方公共団体に基金拠出金により帰属せしめる財産は、当該各号に定める額とする。

第18号、甲良町10万円。

2、関係地方公共団体に加入者割により帰属せしめる財産は、当該各号に定める額とする。

めくっていただきまして、18号、甲良町239万7,500円です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第35号は可決されました。

これより議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第36号は可決されました。

これより議案第３７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長　ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第３７号は可決されました。

次に、日程第２２　議案第３８号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長　議案第３８号　令和元年甲良町一般会計補正予算（第２号）。

上記の議案を提出する。

令和元年９月５日。

甲良町長。

○丸山議長　本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長　甲良町一般会計補正予算（第２号）をご説明いたします。

補正予算書の裏面をお願いします。

歳入歳出それぞれの１億７，６４５万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４２億７，５８４万１，０００円にするものであります。

地方債の補正につきましては、第２表で説明をいたします。

１ページをお願いします。

第１表です。歳入の部であります。

９款　地方特例交付金、補正額５６万４，０００円、１０款　地方交付税６２４万１，０００円の減、１２款　分担金及び負担金１２万２，０００円、１４款　国庫支出金１７２万８，０００円、１５款　県支出金６３万２，０００円、１６款　財産収入５１２万円、１８款　繰入金９１７万８，０００円の減、１９款　繰越金１億９，１１２万２，０００円、２０款　諸収入１９万３，０００円、２１款　町債７６０万６，０００円の減。

次のページをお願いします。

歳入合計であります。補正額が１億７，６４５万６，０００円であります。

次に、３ページ。歳出をお願いします。

２款　総務費１億１，７３１万４，０００円、３款　民生費５０２万８，０００円、４款　衛生費２３５万２，０００円、６款　農林水産業費３７６万８，０００円、７款　商工費２７万７，０００円、８款　土木費１，１８５万１，０００円、９款　消防費７３万４，０００円。

次のページをお願いします。

10款 教育費 3,513万2,000円で、歳出合計は歳入合計と同額であります。

次に、5ページをお願いします。第2表であります。

地方債のこれは変更であります。臨時財政対策債 760万6,000円の減額で、補正後を 9,239万4,000円にするものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

10番 建部議員。

○建部議員 町長にお尋ねします。

予算書 11 ページ。不動産売払収入の 460万9,000円について、この土地代金は単価 1 万円に満たないというか、約単価 1 万円の土地代であります。同和対策事業が昭和 48 年に執行されてきました。その前年、昭和 47 年に実は同和地区における同和対策事業における土地の価格が決められました。宅地 1 万円、ただし宅地も 4 メートル以上の道路に面する宅地については 1 万 1,000 円、次いで言うならば、田んぼは 400 万円、これはもちろん平米です。畑は 250 万円から 300 万円という価格が当時、取り決められました。それから、48 年の年数が経過しています。今ここにある土地は甲良町でも最高の土地表示価格が本当に適正かつ合理的な価格で売買がされようとしているのかと、非常に大きな疑問があります。私は、この土地は適正に分譲しているのかと、非常に大きな疑問があります。私は、この土地は適正に分譲しているとするなら、不動産鑑定士に適正な価格の評価を願って、その価格でもって売買をすべきだと、そういうふうに考えまして、この不動産売払収入、仮にこの予算が可決されても、この部分については凍結をする、少なくともこの金額の売買は非常に不合理。適正価格でもって分譲を求めるという意味から、この部分について予算執行は凍結するという思いはあるかないか、尋ねます。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 全協でもご質問いただいた件でございます。お答えしていましたように、常任委員会で詳細報告をする、そして今後の方向づけについても宿題をいただいているので、整理をして報告するというところでございます。今日まで事業該当者あるいは契約に際しての当事者同士の交渉経過がございますので、まずは常任委員会での詳細説明をさせていただいて、できれば原案どおりご承認いただきたいと思いますと思っています。

○丸山議長 10番 建部議員。

○建部議員 町長はできれば原案どおりということでございますので、私はこの件について最終日に修正案の提出をいたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9 番 西川議員。

○西川議員 9 番 西川です。私もこの件でお聞きしたいと思います。資料をつくられているんだと思うんですが、この問題が発生した時期はいつなのかということですね。それと、これは同和対策事業の一環としてやられているのかどうかということ、それと、確認申請が出されているはずですから、私も今朝も見ましたが、あれだけの建物ですから、当然、建築確認申請が出ていないとおかしいと思います。それを出されているのがいつの時期かということ。

それと、固定資産税の徴収はどのような形で徴収されているのか。あの面積に対して、よくわかる資料を出していただきたいんですが、いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 できるだけわかる資料を用意したいと思っております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

1 1 番 西澤議員。

○西澤議員 今まで質問された議員ともダブりますけども、改めて質問させていただきます。1 1 ページです。不動産売払収入の 4 0 6 万 9, 0 0 0 円について、それに関しては 4 点あります。

それから、損害賠償金の 1 5 8 万 7, 0 0 0 円に関連して、合意が成立した中身、示談書ないしは合意書があると思いますが、その提出を求めたいと思います。

土地売払収入についての質問は 4 点あります。

1 つは、同和対策事業と関連があるのかどうか。

それから 2 つ目は、総務課の参事の答弁と課長答弁が全協で食い違っていました。総務課長の答弁は、当時の確認に基づき売り払いを実行した。大変遅れて実行したわけですが、1 5 年以上たっています。それから、課長の答弁は 2 年ほど前からきちんとしたいという当事者からの話し合いを受けて、2 年ほど話し合いを経て、このほどまとまったので、そうすることになりましたということです。この食い違いはどちらが本当なのか。そして、真相はどうかの説明をお願いしたいと思います。

3 つ目は、建物が設置されてから、私が現認するだけでも 1 5 年、1 6 年たつと思います。この間、一度たりとも退去通知をしていないと見られます。そのことから、当時、町側が何らかの合意をしていたと、オーケーのサインを出していたと、今、西川議員から質問がありましたが、建ててもいいよと確認申請がされていた可能性があると思います。それがどうなのか。つまり、書類上できちとなっているのかどうか、事実関係を明らかにしていただきたい。

4 つ目は、同対事業の分譲と一般財産、つまり建部議員の質問と関連しますが、道路に面して同対事業とは全く別の、有効なまた利用価値、財産価値の高

い土地の分譲と十分に区別をする必要があるという点では、これは同対事業に基づいて約1万円で計算されている、これが違うのではないかと思います、その点、質問の1とも関連しますが、土地の所在地は明らかに同対事業とは関連のないところの土地です。なのに、その同対事業の単価を適用しているという点が非常に不思議なんです、この4点、説明をお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 建部議員、西川議員、そして、今、4点、西澤議員からご質問いただきました。

直接、近時的に2カ年ほど前からは上田参事が携わっておりますが、経過を申し上げましたとおりに、地籍調査等々をふまえて、その前段が交渉にございますので、それらを含めて、今、質問いただいた内容を今度の資料で説明をさせていただきますと思います。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 ここは本会議ですよ。議案が提案されているんです。その本会議でそれぞれの質問が出たやつは、委員会とはまた別です。もちろん委員会で詳しい説明をしていただきたいというように思いますが、本会議で出された質問にどう答えるのか、その質問事項に対して具体的な回答をしてほしいと。つまり、この後、採決になれば、わからないまま採決にされるわけです。これは議運で最終日に採決になりますから、採決にされないというのはわかりますけれども、ただ本会議で出た質問は本会議で答えていただきたいと。今、わからないというのであれば、委員会を出していただいたら結構ですけども、そういうのがやはり姿勢として問われます。

今、委員会に出しますということですけども、もう1つは全協で明らかになったのは、経過書、つまり交渉記録がわからないんですよ。当時の職員が退職したので状況がわかりませんという総務課長の答弁でした。これでは全協のときにもはっきり言いましたけども、行政の体を成さないじゃないですか。継続性がないじゃないですか。この点、やはり当時の経過書を委員会に出すんだったらわかりますよ。その当時の経過書がないから、今、振り返って書き改めると。これは改ざんもあり得るわけですし、それから不確定なところの資料が出てくるわけです。当時の担当者に出てきてもらって証言してもらわなあかんぐらいですよ。だから、私は町民に責任を持たせるつもりは一切ありません。町行政が家も事務所も建てて、そして契約も交わしている、そういうことがいわゆる建つことを容認している。この間、15、6年の間、不法に占拠したという認識が町当局にないわけですから、何らかの合意がその当時あったんですよ。だから、話し合いが成立しないうちですけども、ご商売されていますので、そのところで建ててもいいよというようになったんじゃないかと思いま

す。町の事務処理のずさんさ、これが明らかになったんだというように思います。金額の不透明性はもちろんですけども、経過についてそういうように語れない、議会に説明できないというのはとんでもないことですよね。

だから、再度の質問は経過書、つまり交渉記録、当時の担当者がいいひので状況がはっきりしませんということなのか、それとも役場の中に交渉記録なり、契約書なり、覚え書きなり、場合は要約書。参事の答弁は重大ですよ。当時、売るということが約束されていたので実行を現在しましたということでしょう。ということは、売買予約があったんかと聞かんなんですよ。そういうのはあったんですか。ご説明願います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 この当該事業の今の予算計上している箇所については、県道敏満寺野口線の道路拡幅の用地残ということでございまして、そこからスタートしておりますので、古い書類も出てきておりますので、それも含めて、今4点、整理されました点については報告をさせていただきます。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 最後の質問ですけども、土地売却収入、つまり、土地の売買について大変、甲良町役場はルーズな経過がありました。過去からいっても、道路拡幅の用地買収をした後、名義変更がされていなくて、固定資産税も旧のまま、つまり、古いまま課税されているのが小川原で何件かありました。他のところでもありました。こういう点で、この宮川氏の土地以外にも、こういう不明瞭な、経過もわからない、そして十何年もないしは土地裁判で言いますと、もう同対事業が始まって昭和49年、50年、当時のそういう土地の取得や放置されていた問題なども、資料としても私たちは県に調べに行っていました、こういう土地取引、土地売買についてルーズなところがいっぱいあるんです。ですから、この宮川氏の土地以外にもそういう経過のわからない土地、つまり交換契約やら、いろんな換地契約などが改良事業などに関連して出てきます。そういうのを精査して、全部、今回は同対事業だけではありませんけども、同対策事業の公平な後始末というくくりになると思いますし、またそれ以外の、町が公正な作業を怠っているというのが1つの事例で明らかになったんですけども、そこは他の事例があるのかなのか、どうなんですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今、ご指摘をいただいた中身については、土地の財産管理、それから売り払い等々、近時的にも長寺、呉竹地域、そして役場周辺を地籍調査して、そういう事例が内在しているということもございまして、そういうのも含めて、今後の方向についてはしっかりとやっていきたいと思っています。

○丸山議長 ほかにありませんか。

9 番 西川議員。

○西川議員 16 ページ、土木費の住宅管理費で公有財産購入費が用地取得で 90 万円、それからその下の用地差額返還金とあるんですが、この返還金はどこの部分なのか、用地取得費はどこですか。

○丸山議長 人権課長。

○丸澤人権課長 人権課、丸澤です。用地取得費ですが、長寺岩石埜、番地 1126 の 4、同じく長寺岩石埜 1126 の 2、長寺九条野 714 の 35。ごめんなさい、今のは全て購入しなければいけない方でした。すみません。歳出の方は今から申し上げるのが正確です。長寺岩石埜 1040 番地、面積 4.31 平方メートル、長寺九条野 715 の 14、715 の 38。それぞれ 466.85 平米、58 平米。尼子岸ヶ口 762 の 1、758 の 3、面積はそれぞれ 11 平米、21 平米。合計、金額は 94 万 3,100 円で、当初、少し予算を見ておりましたので、不足分の 90 万円をお願いするものです。こちらの土地については、今後、交渉になりますので、すぐに土地の出入りがあるということではございません。今後の交渉次第というところがございます。

○丸山議長 9 番 西川議員。

○西川議員 466.85 平米とか言われたんやけど、ちょっと大きいと思うんやけどね。

○丸山議長 人権課長。

○丸澤人権課長 すみません。西川議員のご指摘どおり、本体の土地の面積を含めておりまして、今、466.85 平米というのが、既に所有者様の名義のところでしたので、ここは参考数値でございます。正確には長寺九条野 715 の 38 は 58 平米のみでございます。

5 万円のほうでございます。こちらは長寺 1040 番地、地籍調査によって既に売買が済んでおりますが、差額が生じたものでございます。こちらが 4.31 平米でございます。

以上です。

○丸山議長 9 番 西川議員。

○西川議員 それで、平米単価なのか、トータルでいくと何平米になるの、これ。

○丸山議長 人権課長。

○丸澤人権課長 土地の購入につきましては 90 平米、差額につきましては 4.31 平米でございます。単価 1 万円でございます。以上です。

○丸山議長 人権課長、今のは、西川議員が聞いたけど、要は地籍調査した結果の残地の中の残地みたいな、言うたら、わずかなところを買い取ってもろうたという感じのことですか。人権課長。

○丸澤人権課長 はい。今、議長におっしゃっていただいたとおり、地籍調査に

よって面積が確定した部分の売買でございます。

以上です。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 先ほど質問したことは漏れております。損害賠償金の合意書ないしは示談書があるはずだけでも、その提出はどうかと。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 ただいま持ち合わせておりませんので、また委員会の方で提出させていただきたいと思います。ありますので、また提出させていただきます。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 一般質問もありますし、昼休憩がありますので、議会に提出を求めたいと思います。よろしいですか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 結構です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第39号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第39号 令和元年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和元年9月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○小林住民課長 議案第39号についてご説明申し上げます。補正予算書裏面の方をよろしく申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,928万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,602万7,000円とするものでございます。

1ページ、第1表の方をご覧ください。

歳入の部。5款 財産収入、補正額5,000円、7款 繰越金3,928万4,000円、補正額合計3,928万9,000円とするものでございます。

次のページをお願いします。

歳出の部。7款 基金積立金、補正額3,160万8,000円、9款 諸支出金768万1,000円、補正額合計は歳入歳出合計、同額でございます。よろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24 議案第40号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第40号 令和元年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和元年9月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 議案第40号についてご説明申し上げます。補正予算書裏面をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,224万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億802万2,000円とするものでございます。

1ページ、第1表、補正予算書をご覧ください。

歳入。4款 支払基金交付金、補正額196万円、8款 繰越金、補正額5,028万6,000円、補正額合計5,224万6,000円。

2ページをご覧ください。

歳出。4款 基金積立金、補正額2,641万3,000円、6款 諸支出金、補正額2,067万5,000円、7款 予備費515万8,000円、補正額合計5,224万6,000円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第25 諮問第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和元年9月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、意見を求めることについてご説明を申し上げます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、人権擁護委員候補者として推薦をいたしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所、犬上郡甲良町大字小川原374番地。氏名、中野雅代氏。生年月日、昭和27年6月16日生まれでございます。

中野雅代氏につきましては、現在、人権擁護委員をお務めいただいております。3年の任期が満了することについての再任をお願いするものでございます。委員につきましては、長年、教職員でございまして、教育現場で子どもたちの、あるいは自分の人権意識を高める活動をされてまいりました。現在、甲良町においてはスマイルネット常任委員、甲良町健康推進員として、長年、地域の発展や教育の振興、福祉の向上について幅広く何事にも積極的に取り組んでもらっているところでございます。中野雅代氏は、町民の信望も厚く、人権意識が高く、社会の実情に精通し、人権について理解のある、また女性としての観点から人権擁護活動に大いに期待できる中野雅代氏を引き続いて人権擁護委員としてお願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることに

ついでに、議会の意見は、適任者と認めることに決定しました。

次に、日程第26 同意第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第1号 甲良町公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和元年9月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 甲良町公平委員会委員の選任につきまして同意をお願いするものでございます。

1名の委員さんの任期が満了になるため、次の者を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所、犬上郡甲良町大字金屋318番地。氏名、片岡佐一氏。生年月日、昭和24年3月25日生まれでございます。

既に説明していますとおり、片岡佐一氏は現職で公平委員をやってもらっています。現職時代は滋賀県職員として長年お勤めをいただいて、行政経験、全般にわたって職務経験が長く、地方公務員法にも精通されており、また公平委員の職務も理解されており、行政の知識、経験ともに豊富であることから適任者と判断をさせていただき、今回、再任をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 片岡佐一氏については、日常的に私は存じ上げません。しかし、公平委員会が昨今、公開されました。案件がかかっている事件でありましたが、そこで公開で片岡佐一氏の会議の運営、それから、采配を見させていただきましたが、大変的確で、そしていろんな事実関係を明らかにするという点で尽力をされている様子がうかがえました。そういう点でも見識、経験が豊富だと、そのもとで法律上のいろんなところについてもよくご存じだと思いました。そういう点では適任だと思いますので、賛成の討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第1号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第1号は同意されました。

次に、日程第27 同意第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和元年9月5日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 甲良町教育委員会委員の任命につきまして、同意をお願いすることについてご説明申し上げます。

委員のうち1名の方が任期満了を迎えられます。新たに教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、滋賀県犬上郡甲良町大字金屋787番地。氏名、新家美静氏。生年月日、昭和39年2月4日生まれでございます。

新家さんにつきましては、大学卒業後、滋賀県内の高等学校に家庭教員として十数年勤務され、現在においても非常勤講師として勤務をされておるところでございます。平成28年12月からは民生児童委員としても活動いただいているところでございます。教育全般に精通し、人格も高潔で、教育委員として適任者であると思われますので、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 今、町長が任期満了と言いましたが、任期満了ではございません。全協の方でも説明させていただきましたが、市山委員の一身上の都合により辞職の申し出がありました。市山さんにつきましては、あと3年の任期があ

ります。新家さんにつきましては、そのあと3年の残任として同意を求めるものでございます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論に当たって、意見を述べたいと思います。教育の課題は今、大きな節目といいますか、曲がり角といいますか、大変困難な状況を抱えていると思います。世界の中の教育事情で見ても、日本の競争教育が大変問題視をされて国連でも指摘をされてきました。そういう点では、この狭い、また小さな人口の甲良町で、子どもたちのいじめや不登校、それから生きづらさ、こういう点ではかなり大きな、また重要な課題を抱えているというように思います。そういう点では、文科省の方針が新たな教育基本法のもとでされている、そして、滋賀県教育委員会自体が競争教育を持ち込んでいるという点の中での教育が大きく影を落としているのではないかなと私は日ごろ考えています。

そういう点から見ますと、そういう大きな問題を捉えながらも、甲良町の中で子どもたちが伸び伸びと学力、つまり生きる力を、土台をつくっていく。教育長が日ごろ言われていますように、10年ではない、20年、25年、30年というスパンで子どもたちの成長の土台、糧をつくっていく、こういうことから見たら、教育委員会の役割は大変大きいと思います。そんな中で具体的な施策の展開を教育行政として進めてくわけですから、それこそ課題は山積しているというように思います。

そういうところと、文科省や県の教育委員会が甲良町の教育、それから子ども現状になじまないというところはしっかりと見てもらって、そこは防波堤に立ってもらおう。岐阜県の犬山市の教育長が学力テストに参加しないという表明がありました。その後、辞職をされて残念な結果になりましたけども、そういう点から見ても、だめなものはだめとしっかり発言をし、見据えながら、そして、甲良町でどういう教育ができるのかというところをぜひとも深い論議の教育委員会になるよう求めて希望しまして、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第2号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、同意第２号は同意されました。

ここで、１１時３０分まで休憩します。

(午前１１時２０分 休憩)

(午前１１時３２分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第２８一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第５６条第１項の規定により１人４０分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、６番 阪東議員の一般質問を許します。

６番 阪東議員。

○阪東議員 ６番 阪東です。議長のお許しをいただきましたので、質問の方をさせていただきます。お昼前ということで、できるだけ早くスピーディにいきたいと思います。

まず最初に、通学路の安全対策について確認をさせていただきます。子どもたちを取り巻く環境については、交通を含めて、常日ごろ変化し、いつ何が起こるかわからないというような状況です。発生する前に対応できればよいのですが、なかなかそうはいかないというのが現状です。通学路の件につきましては、昨年以降にも一般質問で確認させていただいた部分もあるんですけども、再度、確認をしていきたいと思います。

まず、甲良町の通学路のグリーンベルトは予定どおり完成されたでしょうか。

まだ、完成していない場合には、その箇所がどこで、今後、完成予定はいつごろになるかということを質問したいと思います。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 グリーンベルトでございます。平成３０年度までに完了いたしております路線延長は約６．３キロメートル、県道部が３４２メートルでございます。今年度、施工予定をしております４１７メートルが終わると、今の通学路安全プログラムの中に記されているグリーンベルトは完了ということになっております。場所といたしましては、今年度施工の場所といたしましては、町道尼子在士線、在士の和の家駐車場から尼子旧県道Ｙ字路交差点まで、町道尼子在士線のところから町道尼子礼敬所線、セブンイレブンのコンビニのと

ころから保育園バス停留所を通過して、甲良神社の参道前まで、あと横関岩ヶ町線、旧県道の横関交差点から横関公民館までの3路線ということになっております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 グリーンベルトをかなり長いこと時間かかってされているということで、既にできている部分についても、一度、最後ということで確認していただいて、消えている部分がないかということも再度確認していただいて、最後にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、2番目の項目になるんですけれども、近年、ドライバーを含め高齢化や、また無謀な運転で児童、園児を取り巻く交通事故が毎年どこかで発生しております。今年は身近な滋賀県大津市で右折車に直進車が接触し、そのはずみで散歩中の園児の列に突っ込むというショッキングな事故がありました。発生し亡くなられた方、またけがをされた方についてはお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

この事故の教訓で、滋賀県では各市町村で通学路の安全検証というふうな形のものをされています。甲良についても通学路の課題というものが、多分、検証であったと思うんですけれども、あるかないか、調べられましたでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 毎年、甲良町では通学路交通安全推進協議会におきまして、8月を目標に課題となることを上げてきていただいております。つい先日も、この協議会の方で課題となっている箇所を点検に歩いていただいたところでございます。多く上がってきていることとしましては、通学路が狭いということにもかかわらず、スピードを上げて車が通っていくということがわかりました。また、通学路の中で大変暗いトンネルを通過して帰るところもあるということで、そういったことが課題として上がっております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 特に危険なところというのを、具体的にはどこがあったのかというふうな形のものは理解されておられるんでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 場所もその報告書には上がっておりますので、把握しております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 やはり、改善の策というのは、これからどのようにされるかというのをお聞きしたいんですけど。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 先ほどのグリーンベルトと同じで、その協議会の中で上が

ってきたものにつきましては、関係各課が協議をしまして、もちろん警察にも入っていただいておりますので、協議をしまして、修正していけるところはしていくということで取り組んでいております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 最後に、その協議をしてもらうというのはいつごろになりますか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 随時それは協議をしていきますので、できるだけ予算化しないといけないものもありますので、予算化をしていきながら進めております。今ほど申しました、道が狭いということに対しましては、ドライバーに注意喚起を促すために、道に減速の表示をするなど、そういった取り組みをしてはどうかということで、今、検討を進めているところでございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 時間の関係で、次に進みたいと思います。

続いて3番目、1年生の関係なんですけど、新聞によりますと全国統計で新1年生の交通事故が5月に一番多いと、4月に入学して、5月が一番多いと。通学路になれた段階で、生徒の方も不注意と思いますが、やっぱりその辺を学校の方で通学路安全で、先生の手が離れたときから指導というのが重要やと思うんですけども、その点については甲良としてはどのような頻度で、どのような内容で指導をされているのかというふうな形をお伺いしたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 教員によるパトロールというのは随時行っております。特に低学年につきましては、教員が一緒に歩いたり、それからポイントに立ったりしながら、1人で子どもたちが帰ることがないように注意をしております。

また、スクールガードをはじめとする地域の方とか、保護者の皆様をお願いをさせていただいて、下校時の見守りをさせていただいています。最近、ポイントに立ってくださったり、家の近くまでお迎えに来てくださったりというふうにご協力をいただく方も増えてきていると聞いております。万が一、不審者情報があつたときなど、緊急のことがありましたときには、メール配信などもさせていただいたりしながら、危機管理マニュアルに沿って対応しているところでございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。次に、④の方に移ります。

高校生になると、広域通学という形になります。尼子駅も重要な通学の拠点の一部だと思います。都心では駅での痴漢行為や万引き、ホームから軌道敷内に突き落としという事故が発生しております。そのために、監視の観点から尼子駅に防犯カメラの設置を要望し、過去に一般質問で、現在では完了されてい

るところでございます。そういった中、駅内、待合室、周囲など、そういうところに死角の部分がないかということを今回お伺いしたいと思います。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 まず、尼子駅コミュニティハウスには、まず3台設置しております。1台目は屋内でございますが、待合室全体が映るように、2台目は屋外ですが、コミュニティハウスの北側から駐輪場の方を映すテレビカメラ、また、ロータリーから尼子駅全体が映るようにしているもの、合計3台でしているところでございます。

ただし、尼子駅のホームの中には、これは近江鉄道さんに確認をしたんですが、ついておりませんので、そのあたりについては一部死角と言え、そういうなところに値するのではないかなと考えます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 産業課長、やっぱり見といてほしいんやけど、今、夜間、1台しか機能していないんですよ。なぜかという、要は車で回ってくるところ、シャッターが閉まっていますでしょ。夜中、トイレのシャッター、トイレのところについているんです。トイレのシャッターが閉まったら見えないと。やっぱり夜間というのは、一番監視せんとあかんところやと思うんです。そういうようなところについては、やっぱりもう一度確認してもらって、つける位置とかそういうのを。ホームもやっぱり重要やと思うんやけど、それはやっぱりつけるというたらつけてくれはると、近江鉄道も了解してくれはると思うので、ちょっと見直して、一般質問で言うように、つけただけでは、これはちょっと話にならんので、もう1回、見ていただきたいと思います。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 内容については再度、確認をさせていただきます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 よろしく申し上げます。続いて、学力向上について質問をさせていただきます。

一般質問で、甲良の学力が他校に比べて低いのではということで、議員から質問をされております。後に述べますように、まち・ひと・しごと創生、甲良町の総合人口ビジョンというふうな形も出てきますけれども、甲良の学力の向上はやっぱり急務だと思います。それで、今年度、学力向上として予算が300万円ほど計上されていきました。現状のレベルで何が課題で予算計上され、やはり到達地点というのは、予算を計上した以上は議会も承認しているので、例えば滋賀県で100番から99番になりましたとか、そういうふうな努力によってなったというふうなところに対して報告されてもいいと思うんです。そういうものは町民の方に公に、特定の個人名ではだめと思うんですけど、こういう

努力の結果、こういうようになりましたよと。だから、もう一つやっぱり努力するのに予算化したいというふうな形のものをうまくPDCAで回すようにしていただきたいと思いますと思うんですけども、まずそのためにやっぱりそういう結果をどのように出してこられるのかというのを我々は期待しているので、それをちょっとお願いしたいと思います。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 今年4月にまた全国学力・学習状況調査が行われましたけれども、その結果がこのほど発表されました。それによりますと、本町の小学校の子どもたち、両小学校の平均になりますけれども、国語科では4領域中、読むことの領域で伸びが見られました。それから、小学校算数科では、数と式、図形、関数、資料の活用という全ての領域で昨年度よりは結果がよかったということになりました。特にこの算数科で伸びが見られたということなんですけれども、両小学校では昨年度、授業改善の研究ということで、算数科に大変力を入れて先生方が研究を進められましたので、どの子もわかった、できたという授業をめざして頑張ってくださった、その成果かなと分析をしております。

課題としましては、国語科のほかの領域であります、書くこと、話すこと、聞くことの力がもう一つ十分ではなかったという結果が出てしまったんですけれども、それにつきましては、県の教育委員会の全体的な県への指導として、ドリルを使って基礎、基本の力を高めましょうという提案をされていますので、そのドリルをいただきながら、甲良町の子どもたちにも使っていきたいと考えています。

中学校の方では、書くことの領域、それから数学では図形の領域で伸びが見られました。そういったことも、課題と見られることも反面にはありますので、そのところは今のドリルで同じように力をつけていきたいと考えています。

ただ、甲良町の児童生徒数は非常に少ないということと、それから昨年の問題と今年の問題はもちろんですが違うということもあって、一概にポイント数で、この数字だけで昨年はこうだった、今年はこうだというふうに比べることはできないのかなと思っています。ただ、1つの指標としてこういった昨年の子どもたちの様子と比べてということで、比較をすることで少し検証していきたいと考えております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 当初、漢字を書くのが非常に弱いので、朝のドリルとかいう形で使うんやと言われていたと思うんですけど、そういう形でやっぱり有効な使い方というものをやっていただきたいと思います。これは最後また、来年の決算とか、議員をやっていたら、また来年の決算とかいろんな形で質問をしたいと思っています。

次に２番目に、講師を招聘されているということなので、どのような点に力を入れ、改善されようとしているのかという、招聘される根拠というふうなところをお聞きをしたいんですけど、招聘というのは非常に難しい意味ですね、我々が礼を尽くして丁重にその人を招くというのが招聘の意味なので、甲良中、甲良西小学校、甲良東小学校、丁重にこういう面と呼ぶんやというふうな形の何か意図があるのかなというふうに思いましたので、ちょっと質問をさせていただきますというところです。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 昨年度は主に中学校に来ていただきまして、佛教大学の先生が中心だったんですが、そのほかの大学の先生方も来ていただきました。コーディネートという形で中学校に入り込んでいただいて、６名ほどの先生に複数回、入れかわり立ちかわり来ていただいたということでございます。生徒向けには、自分の考えを相手に伝えるためのスキルを身につけさせる授業を直にしていたいたり、それから生徒会のリーダーを育成するために直にかかわっていたり、それから教職員向けとしましては、新学習指導要領や特別支援教育などに係る研修をしていただいたり、それから各教科の授業に直に入っていたり、実際、先生方の授業、子どもたちの様子も見ていただいて、指導、助言をしていただくという、そういったことを繰り返ししていただきました。

このよさというのは、大学教授がずっと複数回、連続して来ていただけますので、その中で子どもたちの様子を見ながら、そしてそれに合った授業とはということで、先生方にご教授いただくということでは、これはどこかに行って研修を受けるといった、そういった集合研修にはない、大変いいよさだと思っております。

今年度につきましては、特に授業研究会のほうに力を入れていきたいと、各校、申しております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。続いて、３番目の方に移りたいと思います。

甲良町人口ビジョン、まち・ひと・しごと総合戦略についてお聞きします。２０１０年度の人口は７，５００人というふうな形のものが書いてありました。今年度、２０１９年度は７，０００人を割り込みました。最近の甲良広報８月号では６，９７０人となっております。あと２０年もすれば、５，０００人を大きく割り込むのは確実であろうと思います。町としても人口減少などの食いとめで、目標をいろいろ設定されていますが、やっぱり少しずつずれが発生してくると思うので、これは仕方のないことだと思います。そういった意味で、総合戦略、各基本目標につき現状の状況と当初の隔たりについて、町として一

遍、考えをお聞きしたいなと思っております。これは私がちょっと隔たっているなと思うので、町としては違うというふうな形を言われる可能性もあるかもわかりません。これはこれなりにお答えをいただければいいと思います。

まず1番目、非正規雇用について非常に問題視されておって、不安定雇用から安定雇用ができる町にしたいというふうな形のもので、積極的な雇用を促進するということですけれども、やはり非正規雇用者の改善ができたのかということをし少し疑問に思うんですけれども、その点についてお聞きします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員のおっしゃるとおり、総合戦略上、雇用の重大さは痛感しているところでございます。統計上としまして、正規、非正規の具体的な数字は町としては持ってはおりませんが、滋賀県内について5年に一度、就業構造調査というものを実施しております。その調査では、平成24年度では、非正規の方が占める割合は32.6%でございました。平成29年度調査では、その割合が34.9%と、率が高くなっております。そういった中で、甲良町におきましてもやはり非正規雇用が増えてきているということは感じております。また、就労相談におきましても、昨年度も延べ322名の方が相談に来ておられる状態でございます。今後、雇用についても頑張っていきたいと思っております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 滋賀県の統計というところで、これは甲良の戦略、目標というので、滋賀県の目標ではないと僕は思うんやけれども、やはりそういった意味では、やはり甲良の目標というのは、目標が上がった、悪い、よしあしではなくて、やはりそういう形をとるべき問題と僕は思うんやけれども、その点についてどう思われますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員のおっしゃるとおり、今現在、総合戦略では安定した雇用を創出するという形で、そういった新規の就業者数を掲げております。現実、非正規の方を目標値に持っておりませんが、このたび、総合計画の方を町で策定するというような流れで昨日議会の議決を経ましたが、そのときに総合戦略も同じように改定するという形で計画をさせていただいておりますので、そのときに一緒にその部分も検討してまいりたいと思います。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 是が非でも、やはりポイントが狂わないように、そういうふうなところは何でもいいんです、企業者数でもいいし、いろんなところのポイントをしっかり決めて、増えるか減るかというふうなパラメーターというものをしっかりとしてほしいなと思います。

続いて、2番目の方なんですけれども、農業、商業、観光の各事業の課題の整理により、事業政策としてどのような取り組みが必要か聞かせてくださいということで、この辺について産業課長、よろしくお願いします。

○丸山議長 産業課長。

○中村産業課長 まず、農業分野でございますが、これにつきましては、やはり意欲的な農業者として新規就農の方への補助制度なりを今年度、施策として上げていきたいと。それに伴って、雇用であったり、定住ということも考えていきたいと思っております。

それと、商業面につきましては、やはり甲良町だけでは非常に難しい点がございますので、このあたりについては甲良町商工会との連携、企業相談にいたしましても、今後の支援にしましても、そういう連携を引き続きしていきたいと思っております。

次に、観光でございますが、この分につきましては、道の駅を中心といたしまして甲良の魅力を発信する。また、5月には農村生活体験ということで、中学生の受け入れ等もしておりますので、そういうところについて少しでも魅力を発信していき、少しでも安定した雇用なり、少しでも関心を持っていただくような取り組みをしていきたいと考えます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 一応、ちょっと課題も整理をされているみたいなので、これから何が必要なのかというふうな形についても、十分に検討していただきたいと思います。せっかく道の駅とかそういう観光施設についても、ほかの道の駅に比べたら成功している方かなと思いますので、そういうものも整理し、また、農業、商業、一番衰退しているのが商業かなと思うんですけれども、そこら辺についてもやっぱり力を入れていただきたいと思います。

また、農業の関係については後でちょっと町長にお聞きする部分もあらうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

3番目に、安定雇用については、地域の活力の源だと思います。南部工業団地の計画については、引き続き必要性があると僕は思いますけれども、先日の全協のお話の中ではまだまだちょっと未知のところがあるかなと思います。一応、思いは若干聞いたんですけれども、今後の展開について具体的にどのように進められるかというのをお聞きしたいなと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員のおっしゃるとおり、安定した雇用には企業誘致は必要だと考えております。そういった中で、町といたしましても、前回、中間開発業者の募集をしたときの反省点をふまえて、県とも意見交換をしながら、新たな事業者の募集について進めたいと思っているところでございます。募集

につきましては、前は中間開発業者のみでしたけれども、直接事業者、不動産関係者、また造成事業者、そのあたりも含めまして多様な面から募集要項を作成させていただきまして、議員の皆様とご相談をしながら、再度、公募をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

また、体制的にも町といたしましても今までは兼任が非常に多い職員がやっておりましたけれども、今後、主に企業誘致を担当する、兼任ではありませんけれども、主担当が企業誘致という職員の配置に心がけて事業を進めたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 私も決意表明をさせていただきたいと思います。就任して、ほぼこの事業は2カ年、停滞しております。動いておらないので、引き合いの業者も見には来られているんですけれども、町の姿勢が問われているという状況でありますので、今、企画監理課長が申し上げた方向で公募ができるような条件整備を早急に取り組んでまいりたいと思っております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 できるだけ早くよろしくお願いしたいと思います。

次に、基本目標の2番目という形になるんですけれども、新しい人の流れということで書かれています。都会の方の転入を促すPRという形のものも戦略の中で書かれていたと思うんですけれども、これにつきましては実際どこでされているのかという形が全く見えてこない部分があるので、本当に都会の方にPRをされているのかなと思うんですけれども、これについてはできていなかったらこれからでもいいと思うんですけれども。受け皿も大変やと思うんですけれども、そういう中で今、どういうふうな活動を停滞しているのかということについてお聞きします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員のおっしゃるとおり、PRは非常に難しいということで、総合戦略の推進委員の方でも非常にPRが重要やというご指摘はいただいております。現在、甲良町におきましても移住・交流促進協議会というものに加加入しております、首都圏や大阪圏を中心に移住のイベントに参加させていただいているところでございます。この移住イベントは大体、年18回ございますけれども、ちょっと全ては参加できていないんですけれども、それに参加をさせていただきまして、甲良町で暮らしていただだけませんかというような資料等をお渡ししながら、それぞれの個々の相談に乗らせていただいているという状態でございます。

また、本年度については町独自で、この10月23日に東京の日本橋の方で、

地域活性化センターの方のブースをお借りしまして、そういった移住のPRを兼ねて実施をしたいと思っていますところでございます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 いろんなところでPRの機会もあると思いますので、できるだけそういうようなPRも重要やと思いますので、よろしくお願いしたいなと思います。

2つ目に、空き家の活用というところなんですけど、空き家の活用については集落の理解も多分要だと思いますし、今後の見通し、そういうようなものについて現状どうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員おっしゃるとおり、空き家、実際、居住、移住していただきましたら、集落の方の連携が非常に重要ということで、町といたしましても、今現在、空き家バンクの方に登録していただいているのが実際1件、相談を継続しているところが7件となっております。そういった中で、やはり集落の方のご理解が必要ということで、区長様、村づくり委員長様を対象といたしまして、移住者と空き家をお持ちの方とのセミナーを開催させていただいているところでございます。しかしながら、実際まだ1件しか登録がないということです。そのあたりにつきまして、より促進を図りたいとは思っておりますけれども、そのために行政だけではやはり難しいということもありますので、滋賀県立大学と人的、知的資源の交流活用をできるような形の協定を結んでおりますので、そういった形で若者の意見とかも取り入れながら、空き家の利用、活用を図ってまいりたいと思っております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 よろしく申し上げます。

次に、基本目標の結婚、出産、子育て、教育というところで、合計特殊出生率の推移という形をお聞きしたいと思いますが、合計特殊出生率の推移というのは、いろんな因果関係があらうと思います。ここ数年、甲良町はどのようなになっているのかというのをお聞きしたいのと、やはり低迷している場合については、甲良町は非常に収入が低いというところで、子育ても、子どもも産めないという大きな課題もあらうかと思うんです。そういう形について、やはり町として分析しながらできるだけ上げてもらう。また、甲良に来てもらうというふうなところについても必要やと思うんですけれども、そこら辺についても検討をされているのかという形についてお伺いしたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員のおっしゃるとおり特殊出生率につきましては、人口維持はしていこうと思いますと、2.07必要でございます。けれども、現在

の甲良町の特殊出生率につきましては、平成２８年度からになりますけれども１．０５、平成２９年度が少し改善されまして１．１６、平成３０年度は１．０９という形で、非常に危機的状況であると言わざるを得ないと思っております。

そういった中、議員のおっしゃるとおり、所得の向上という形がどうしても必要というような考え方は町の方も持っておりまして、そのために安定雇用を促進するという意味合いで企業誘致等を進めてまいりたいというのが一番の目的でございますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 よろしく申し上げます。

次に、２番目の小中学校の教育の充実はどの程度かというところなんですけれども、子育て世代というのはやっぱり一番教育に関心があると思います。小中学校の教育の充実というのは、やはり十分に検討、また達成していかなければならないという部分ですけれども、特色がある教育のために、人的資源の不足とか物質要素は何かなど考えておられる部分もあるのかなのか、そこら辺について伺いしたいと思います。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 現在、総合戦略における基本目標３では、特色ある教育の推進で、教育アドバイザー、英会話教室、海外派遣事業、この３つを掲げております。教育アドバイザーにつきましては、先ほども上橋が説明した招聘事業のことでございます。数字的にどのような効果があったかというのはお示しはできませんが、少しずつではありますが、教育の充実が図れていると考えております。

ただし、今年度から支援センターの方で家庭支援と子育て支援の事業を充実しております。そのことから、今後のこの特色ある教育の検討が必要かなと考えております。また、この支援センターの事業の強化に伴って、現在、臨床心理士の募集を行っているところでございますが、やはり臨床心理士の数が少ないということで、いまだ募集には至っていないというのが現状でございます。

以上です。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 総合戦略で主な事業案というものが書かれている部分があるんです。それがもう予算の関係で端折られているというのが、今の中学生の海外派遣、戦略を平成２８年に立てたやつが、もう既に予算の関係で減らしますよという形もあり、中学生の自転車購入の補助金ももう既になくなっている。当初立てたやつをそういう形で削るのはええんやけれども、そういうものについて次に何が生まれてくるかというのを我々は期待しているんですね。やっぱりそ

ういうところがしっかりできていない。先ほど、P D C Aというところがしっかりできていないなと僕は思うんですけども、その点についてはどう思われますか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 その辺につきまして、議員の言うとおりで思っております。確かに予算上の関係で海外派遣がどうのこうのとかいうことも言われているんですが、もし海外派遣を予算的に削るのであれば、それにかわる事業の方は計画していく必要があると考えています。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 是が非でもいい方に、やはりやっていただきたい。金がないから削りますと、これは誰でもできるんで。やはりそういうなものにかわる、やっぱり効果があったのかなかったのか、効果がなければ効果のある方にもっていくというのは、これはもう必然的な理由なので、そんなところでしっかり、それこそ時代に合った戦略で頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、戦略4の関係で、時代に合った地域づくりということで、地域との連携、伝達方法はと書かせていただきました。人と人のつながりというのは、ますます希薄化になっている現在、町の目標や戦略の伝え方はどのような場ではあるのかなというふうな形のを思うんですけども、区長会や町のまちづくり協議会、そういう運営方法でやっていると思うんですけども、今、集落でも紙媒体が、我々が区長をやっていたときについてはせいぜい5枚ぐらいで来てもらって入れたんですけど、今は30枚ぐらい紙を刷らんことには。それはもう集落の各家庭に回覧板で回すという形になってきていると思うんですけども、これじゃ絶対に伝わらんと思うんです。要は、いろんな形の伝え方というのをますますいろんな形で考えていかなければならない部分が出てきていると思います。そういった中、都会でSNSを使っていろんな形のものもあるんですけども、もう少しやっぱり伝え方というのを考えていかなければならないと違うかなというふうな形のもので、今回、伝達方法はというふうな形を書かせていただきました。地域にどのように今後伝達をされていくのかというふうな形について課題があるのかなのかについてご質問をさせていただきたいと思います。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員のおっしゃるとおり、今現在、区長会、まちづくり協議会または総合戦略の推進委員会等で冊子を示した形で報告させていただいていますが、議員のおっしゃるとおり冊子をお渡ししても、そのままではやはり伝わらないということでございますので、推進委員会でも先ほど申し

上げましたとおり、やはりSNSの利用、そのあたりについてよりPRがしやすいようなご指摘をいただいておりますので、そういったことについても検討はさせていただきたいと思います。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 よろしく申し上げます。2番目に、外部の受け入れのためには、集落の行事が負担になるというふうな形も色々書かれていたんですけども、軽減する必要があると思いますが、各集落の動きというのは、町としては見ていないというか、その点についてどうでしょうか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 やっぱ外部受け入れのためには、集落との連携というのは非常に大事ということで、今現在、集落の聞き取り調査を昨年に引き続き実施をさせていただいております。そういった中で、13集落のうち、8集落が行事等は減少してきていると。けれども、減少理由については外部の人を受け入れるためというより、やはり人口が減ってきた、なかなか維持が難しいというような形で、そういったご意見が非常に多いということで、まだ現在、受け入れるために行事を減らそうというので、前向きな意見という形の状態ではないと感じているところでございます。

ただし、昨年度は高齢の方を中心にお伺いしまして、今現在、30代の方から40代の方を中心に各字でヒアリングをさせていただいておりますので、そのあたりでご意見をいただいて改善の方をしていきたいと思います。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。いろんな課題はあると思いますが、よろしく願いしたいなと思います。

最後に、ここで1点、町長に少しちょっと伺ってもよろしいですか。総合戦略の中身に触れてお伺いしたいと思います。

甲良町の農地は早い時期から、先人の努力によりまして補助整備事業というものが進められてきて、各集落の皆さんの協力や努力によって、彦根では沢山出ているんですけども、耕作放棄地がゼロという優秀な地域であると私は思います。これらの美しい農村景観というのは、甲良町にとりましても重要な地域資源と思っております。これらの資源を十分に活用し、農業で稼げる若手農業者の育成というのが必要なんですけど、なかなか農業人口は増えてこないというのが現実だろうと思います。

近年、各集落でもやっぱり引きこもりの人というのがおられると思います。また、若い職を持たない人もおられると思います。その人たちが少しでも農業の雇用的一端ができればいいなと思っておるんですけども、その人たちを雇用するという場合には、やはりいろんな労務的な問題、経費的な問題も加算し

ていかんとあかんというところで非常に難しい部分があるかと思います。

国としても一時的な給与面の補填というのは、支援はあります。現実には3年間、給与を補填するということはあるんですけども、やはりそれだけではやっていけない部分があり、地域農業の法人とか認定農家で積極的にそういう雇用ができる、甲良町独自の継続的な支援というのがやっぱり今後は必要ではないかと考える時期が来たのではないかなと思っています。

また、農業人口の不足を補うということで、他県、特に長野の一部では野菜農家というのは、外国人労働者というものを雇用されているケースが沢山あるかと思います。これからもう外国人がどんどん入ってくる。そういった意味で、甲良の未来も同様な状況になるのではないかなと私は思っております。次の世代か、その次の世代になるかわかりませんが、わずかな時間で入ってこようかと思います。外国人雇用者が進めば、連れ合いの奥さん方、また子どもさん方についても、やはり地域を含めた教育の観点というのは全く変わってくるんじゃないかなと思っています。そういう面で、施策も十分に今から考えておくとあかと違ふかなと思います。

今後、少しずつ甲良としてもそのような対応を果たしていかなければならないと思いますが、遠い将来とは思えないと思います。町長のお考えはどのような考えをされているか、急にいろんな形で言いましたけど、今わかる範疇で結構なので、お答え願えればありがたいなと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今後の展望についてのご質問をいただきました。特に農業面におきましては、集落営農、認定農業者で不耕作地がないというきれいな形の農地を維持管理してもらっている、そのことが甲良の特徴であろうと。農村景観、おっしゃるように、それに向いて外部の摩擦刺激、外来者が来ないというところ辺が今、もやもや感が、農業者も町民の方もあると思います。農業に関しては新規就農者の人件費の補助はある程度であります、大々的にという取り組みにはつながっておりませんし、それから将来どうするかというところ辺でも、農業集落全てが法人営農組合ができましたので、そこら辺から農業農村振興事務所にお出でいただいて、今のところ1年次は後継者というテーマで年何回か法人営農の研修をいただきました。今年は少し突破口、他業種ではもう各自どんどん実際にやられているという事業者もございますので、少し商工業と農業との他業種交流みたいなことができないかなということで、お互いに一回視察をともにして、あと懇談会みたいなことをやって、建設業が農業に参入できるかどうかと直結にはならないと思うんですけど、そういう研修も取り入れながら、少し前進した甲良の営農方向を何とか明るい兆しをつくっていききたいと思います。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。人口減少を考えてみると、いろんなところに弊害をもたらすということが、いろいろ考えてみると、そういうようなところになります。

次に、道路整備の関係について伺いたいと思います。アクション21で、甲良中学校前の道路の歩道が整備されました。新たな中学校の前の塀により、給食センターから、下之郷から出てくるところで停止線にとまると全く死角に入り見えにくいという苦情をもらいましたので、停止線の位置の見直しをしてほしいなという質問なんですけれども。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 毎年、各字から交通安全施策の要望書の提出をいただいております。今年についても、今言われた件も下之郷の区長さんの方から要望をいただいております。現地確認やは終わっております。めどとしては9月中に役場の中で協議して進めていこうかなと思いますが、停止線については消えている部分を塗るのでしたら、すぐにできますが、道の変更ということになるとまた警察の方の立ち会いやもありますので、一応、要望は区の方から聞いていますので、順次、対応させてもらいます。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 よろしくお願ひします。次に2番目に、これも近隣の方からの確認なんですけれども、彦根八日市線、法面、県道なので除草をされておるんですけども、法地の30センチぐらいがいつも除草されていないというのは、これは何か意図があるんでしょうかということなんですけれども。今、雑草がいろいろ生えておるんやけれども、その点についてお願いします。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 県道でございますので、滋賀県に確認をいたしました。神明の滝から先の主要地方道の彦根八日市甲西線でございますが、法面除草は滋賀県で除草され、舗装端から約1メートルを基準にして業者発注となっております。この区間については路肩から用水路までの間が約2メートルから1.5メートル程度の法面があるということでございますが、1メートル除草した残り、30センチから90センチぐらいが残ってしまっているというような状況です。これは滋賀県として通行車両に支障とならないために、一定の基準、今申しました舗装端から1メートルをもたれて委託をしたということで、一部残っている部分がどうしても出てくるということでございます。そのためにも皆様にはご理解とご協力をお願いしたいということでございました。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。できるだけといっても、これはならんかも

わかりませんが、また質問が出てこようかと思います。

最後になりましたが、高齢者の熱中症死亡事故について伺っていきたく思います。今年の夏は体温を超える暑さが続き、夜間でも気温の下がらない日が連日続きました。8月9日に高島市で70歳の女性が熱中症で死亡され、高齢者宅にはエアコンがなかったというところで、新聞を読みますと、9日午前3時ごろ、高島市の今津町今津の無職の女性70歳が自宅の寝室で倒れているのを市内に住む妹が発見、女性はドクターヘリで栗東市内の病院に運ばれたが、5時間後に熱中症で死亡したということです。警察によりますと、女性はひとり暮らしで自宅にはエアコンがなく、発生時の室温は高温だったといひます。重ねて、高島市今津町では同日は最高気温が34.8度を観測したということです。

やはり、地球温暖化によりまして毎年、異常な暑さは今後も続き、さらなる深刻な状況になると思っております。特に独居老人等については、今後の見回りを町として、私はこう思うんですけれども、対応可能なのか聞かせていただきたいと思ひます。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 県内で残念な事象が起こってしまったことについては、心を痛めております。甲良町では、熱中症予防に関しては広報等で呼びかけたり、各集落の高齢者サロンの中で注意喚起を呼びかけ、予防や対処法について説明をしております。

現在、甲良町の独居高齢者の見守りの取り組みといたしましては、配食サービス、あと緊急通報システム事業、避難支援プラン等があります。また、10月からは在宅高齢者等に紙おむつ等の支給事業を現物支給という形で配達をさせてもらって、利用者の安否確認、介護者の相談支援を行っていきます。町の事業以外でも、地域の民生児童委員さんが高齢者見守り活動をされています。また、地元の老人クラブが行っておられる友愛訪問、また社会福祉協議会の見守り支援活動等の活動がありますので、高齢者の見守り活動は現状はそのようにして行っております。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 甲良町で今年、熱中症になられた方というのは聞いてはりますか。

○丸山議長 保健福祉課長。

○米田保健福祉課長 保健福祉課の方にはそのような情報は入っておりません。

○丸山議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。寒さでは凍死という言葉があります。暑さでは熱中症の死亡ということがあり、今後、さらに懸念されると思ひます。そういった中で地震でも起きれば多くの方が停電で熱中症により死亡されるとい

う形は推測できると思います。

町長も先日、全協の方で防災センターについては必要と目覚めていただきました。総合的機能を持った、人命を尊重するような必要備品とか、そういうような高齢者を守るような施設というものも含めて、総合防災センターという形のものを考えてほしいなと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○丸山議長　ここで、お昼休憩に入ります。１３時４５分から開会します。

（午後０時２９分　休憩）

（午後１時４５分　再開）

○丸山議長　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、午前の時間帯で説明不足だった部分を総務課参事から説明をいただきます。総務課参事。

○上田総務課参事　午前中に損害賠償の弁償金のところの示談書があるかということで言っていただきました。ただ、まだ示談の方は成立しておりませんので、この議会の方で計上させていただいた後に示談ということにさせていただこうと思っております。ただ、その金額の根拠となるものを皆さんのお手元の方に査定明細書という形でお示しさせていただきました。

こちらの倉庫につきましては、物損ということで修繕という目的で進めさせてはいただいていたんですけども、何分、倉庫の建築年が古いということで、当初の部品が用意できないという話もありました。それで、丸々倉庫そのままの状態のやつをもう一度新しく新築するというご提案をいただいたんですけども、既に皆さんご承知のとおり、西側の倉庫につきましては来年度までに取り壊しが決まっております、そこの横にあります防災倉庫につきましても、新しく建てた場合、建てる場合は基礎が必要ということになっておるんですけども、立ち退きが決まりましたら、またそれも移設しなあかんということでありましたので、金銭的補償という形を取らせてもらおうということで、今回、査定の金額を９月の補正の方で上げさせていただいた次第でございます。よろしくをお願いします。

○丸山議長　１１番　西澤議員。

○西澤議員　そうしますと、説明のあった合意書ないしは示談書はただけども、この１５８万７，５００円というのは、本人さんもわかりましたと、ないしは本人の方から修理するよりも新設しようという合意に至って、文書の交わしは後やけども、こういうところまでは合意をしているという意味でいいんですか。

○丸山議長　総務課参事。

○上田総務課参事　当人さんの方から、当初、事故を起こされたときに修繕等に

つきましては、自分の保険会社の方で対応させていただくというような文面は
いただいております。

○丸山議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 この金額もこういう内容で補償しましょうという合意に至っている、文書はただだれでも合意に至っているということで理解していいのかという質問ですが。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 文書はただだれでも、本人さんの合意をいただいていると解釈していただいて結構です。

○丸山議長 要は、もう本人さんはごねているとかそんなではなしに、納得してくれているのかという、簡単に説明にしたら、納得をしてくれてるんやなど、その金額で。ただ、書類上の関係が遅れているというだけのことの説明、それを言うたって。

○上田総務課参事 納得していただいております。また、文面は後ほどになります。

○丸山議長 それでは、よろしいですか。

それでは、阪東議員の一般質問が終わりました。

次に、10番 建部議員の一般質問を許します。

10番 建部議員。

○建部議員 それでは、一般質問させていただきます。今日は、私は比較的、真摯に質問を行います。町長も謙虚に正直にお答えをいただきたいと思います。

まず、野瀬町政の1年10カ月、約2年になるんですが、それをちょっと振り返ってみたいと思います。こんな町、恥ずかしい町ごめんしたいと、この表現は町長が前回、町長選挙に出る際に出している選挙ビラに書いてある。その中に仕方ないでしょ、これが行政の姿ですからというところ辺もちょっと書いていました。要するに、町長は前回の出馬の公約の第一に、こんな町ごめんしたいというそういう表現が使われていた。町長、この1年10カ月、こんな恥ずかしい町ごめんしたい以上に、恥の上塗りをしたという自覚はありますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 前回、1年のご質問をいただいておりますので、それをふまえて謙虚に受けとめております。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 選挙の初め、推せんも受けていないJA東びわこに推せんを受けたと、選挙ビラやはがきに書いて、選挙民を惑わし、有利に選挙を戦い、大勝利を収めた。俗に言う虚偽記載、虚偽の公表罪という、実は罪になるんです。推せんも受けていない、推せんを要請したけれども、JA東びわこはどなたにも、

いかなる候補者にも推せんしないということを知り得ながら、そして、その農協の代表者が当時の野瀬喜久男立候補予定者の決起集会に、某県議会議員からその方が誘われて、来たってくれということで、その決起集会に出席をされた。野瀬喜久男立候補予定者がその方に直接、ぜひともお越しいただきたいという要請はしていない。しかし、その方が来てくれて、一応、応援の弁を皆さんにさせていただいた。そのときにその方はJ A東びわこは推せんしましたとか、推せんしますとか、そういうことは言われましたか。野瀬町長。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 そのことは明言をされておられません。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 それを野瀬町長はてっきり来ていただいたから、推せんを受けたものと勘違いをしてビラに、はがきに印刷しましたと検察庁に証言をしているんですね。町長、もう1回、聞きます。勘違いでしたんですか。それとも、実は農協さんて、前々からそういう推せんはしないということを事前に知っていたんじゃないんですか、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 私の受けとめ方の間違いで、勘違いでございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 受けとめ方の間違い、そうじゃないでしょ。前任の北川町長も、この前の町長選挙の4年前に、あるJ A東びわこの幹部の職員さんと一緒に推せん依頼に行きました。申しわけないけど、J A東びわこは一切、立候補者に対する推せんはいたしませんと、そのときにはっきりと断られた。野瀬町長もそのことは十分認識をしていたはずなんですけど、もう一度聞きます。その認識はありませんでしたか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 書面によって推薦申請をしておりますので、そういう認識はなしに推せんをお願いしたところでございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 推せんをお願いして、推せんできませんと返事があったはずなんですよ。どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 具体的な返事は聞いておりません。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 このことばかり押し問答しても仕方がございません。

それから後、選挙に当選して、選挙資金の問題で非常にがたつきました。選挙の間近、8月にはある人に200万円のお金を選挙資金として借りている。

そして、選挙の告示前にさらに軍資金が足りなくなったからといって100万円のお金を無心しているというか、甘えているというか、何とかお願いしたいというので行っている。本当は当時400万円と言われていたけれども、あと100万円についてはその方は、物心にわたっているんなそれ以上のお金がつぎ込まれていたのも後で聞きましたが、実際は400万円超という話があったんですが、実のところ300万円を借りましたということで、野瀬町長は言われたと。そのときに議会に対しても、マスコミに対しても一切答えませんという、本來說明責任があるのにそういう態度に出た。

そうしてると、今度は選挙の終わった後、2週間以内に収支報告書を提出しなければならない。その収支報告書には総額89万円、食料費に至っては1,900円、こんなばかげた収支報告書があるもんじゃない。でも、この議会で報告書のそのとおりでありますと、事実そのとおりでありますということを3回、4回とその場で答えた。結果、真っ赤なうそ。

それが12月28日に急遽、ある作戦のために訂正をしている。その食料費も11万円ほどあったとされているんですが、12月28日、もう御用納め、仕事は今日で終わりだというとき、そして1月4日に道義のない出直し選挙に打って出た。収支報告書を訂正しました、ここでいったんさらにしたい、リセットしたいと言って、辞職をして出直し選挙に打って出た。それで、無投票当選になる。

その後、特別委員会がその選挙資金についての調査を始めた。始めた結果、重大な件が3件出てきた。1つは、前回の選挙に出る前に、後援会のお金があるのかと聞かれて、ありませんと。実は129万円の残高があった。にもかかわらず、後援会の通帳には一銭もありませんというので、2人の方が100万円と20万円、120万円を後援会に寄付をした。でも、その寄付されたそのお金が通帳にも入っていない。それはどうしたのかというのが1つ。

2つ目。時間がないので一つ一つ上げるといいんだけど。でも、そのときの収支報告書も、投票前日の2日間の弁当300食、間違いなく注文されて、その弁当屋、業者も間違いなく配達しました。そして、支持者、何人かはその飯を食いました。その弁当が残ったので、奥さんが持って帰ってて配りました。そういう事実があるのに、食していないとか、誰かが勝手に注文をして、勝手に金を払ったと、そういう欺瞞を。結果は、そのことも収支報告書には載せられていない。結局、訂正した収支報告書もうそ、虚偽記載であるということが、その委員会で判明した。

それから、この前の職員の税に関する情報が、これはもう犯罪に近いというか、うかつに出したわけじゃない、わざとその個人情報、税に関する情報があえてその資料の中に出されるという失態があった。また、最近は本人の生活

困窮者に対する情報が誤通知と言っているけど、封筒の入れ方に非常に初歩的な大きなミスを犯して、そういう情報が漏れてしまったと、五十数件。

そういうふうにして、こんな恥ずかしい町ごめんしたいと2年前に言っていたその町長が、この失態、こういうことを繰り返してきて、さらに恥の上塗りをしたということ。このことは自覚して反省して、むしろその責任は、また後でそれは申し上げます。行政力の再生、町長、できましたか。できましたかと聞いているんです。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 目下、取り組みのさなかでございます。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 行政力、政治を行う力、その基本は行政事務の処理能力、もちろん町民との折衝、そういう待遇、またそういう町民への処遇、そういう交渉能力なり、そういう指導能力なり、そういったこともあるんですが、基本は行政の事務の処理能力がまず基本にあると。町長は、そのことと併せて職員力を高めると言っている。職員力、この2年間、職員の質が向上して、そういう職員の事務処理能力が向上した経過が見えるかどうか。町長、何をしてきたんですか。答えられないぐらい、何もできていない。

むしろ逆に、今日の職員の質は2年前よりか低下している。職員の教育、その職員、社会人として、行政マンとして、むしろ教育前のしつけが必要な職員も中にはいる。どうして職員力の向上、高める、この2年間、一体、何をしてきたのか。逆にそういう職員の質が低下しているじゃないか。町長、トップリーダー、そうだ甲良町ではトップリーダーだ。リーダーシップを発揮し、まちを統治すると言った、統治、治めるんだよ。このまちを統一して治める、統治。これをなされましたか、この2年間。町長はトップリーダーだ。何もできていない。むしろ、職員の掌握もできない、教育もできない、優柔不断で結論を出さない、決断をしない町長だと言われている職員もいる。うそをつく、優柔不断、結論が出せない。トップリーダーじゃない、これは。甲良を滋賀県一、いや日本一の町にするといいましたよね。どうなの。

そこで、約2年間、行政の実績として町長の実績、成果、何があるか教えてください。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 断片的でしたので、まとめてお答えをさせていただきます。

平成29年、10月の町長選挙におきまして、公金横領事件などを直視いたしまして、町民は恥ずかしくて肩身の狭い思い、こんな町ごめんしたいと思って、そして、行政力の再生を掲げ、職員力を高めることや選挙の期間中に、建部議員がおっしゃっている滋賀県一、日本一の町をめざすことも訴えました。

この流れと志は忘れないようにしています。

昨年１２月議会において、議員の一般質問においても野瀬町政の１年は単なる行事の消化、成果が何もないと一蹴されたところです。このことはしっかり受けとめております。謙虚に１年１０カ月を振り返るとき、公金横領事件等、諸問題の再発防止策のための要項、マニュアル作成、研修等を実施してきたところです。また、私が就任前の職員の服務に係る問題についても、第三者委員会を組織して、町長として今後の取り組みの方向を明らかにしました。よって、町長就任後は内部問題を正常化することの取り組みになりました。いわゆる、甲良町行政事務の正常化に取り組んでいるところでございます。

また、今回も言われました平成２９年１０月の町長選挙において、東びわこ農業協同組合の推せんがなされていなかった問題、選挙運動費用等が虚偽の報告であるなどの問題で、議会から私にご指摘があり、議会運営にご迷惑をおかけするなどの不手際がありましたことを、改めておわび申し上げる次第です。このことから、本年１月に町長を辞任いたし、出直しをいたし、再就任の後の２月１５日の臨時議会で、以降の重点施策を申し上げたところでございます。今は諸施策の着実な前進を目標に掲げておるところでございます。日常業務にミスが発生しておりますが、職員一丸となって地道に日常業務に専念する行政スタイルをつくっていきたいと考えています。また、私自身、汗をかき、全力で職責を果たしていきたいと考えております。

以上であります。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 今の答弁は、私は評価をしません。この前の個人情報誤報というか、封に入れるときに間違いを犯している、そのときに議員の中からやっぱり職員の規律、秩序、そのためには厳しく処分を行うということも１つの行政の進めていく大きな要素になってくる。それはもちろん、町長みずから、町の懲戒処分の条例の中には１０％、１カ月から６カ月というのがもう提起されている。定められている。職員には６カ月以上の処分はできない。でも、町長に至っては少なくとも、この前の封筒に入れるのを間違っただけで入れましたと、それによって個人の重大な情報が漏れてしまった、その責任は１０％、３カ月に値する処分であると、私は町長みずから、その処分を履行する、そして、職員につけても今後、そういう仕事に対するミスについては、厳正なる処分を執行することを求めています。

次に、２つ目、甲良の教育立町をめざして。私は、この話、実は去年も９月議会で行いました。さきの阪東議員も、後からまた西川議員もこの問題について触れるんですが、今回、私は特に教育長に希望的に、私の願いを込めてこのことを提案したいと。

まず、甲良の教育課題を明らかにしたい。そして、それを解決、克服して、教育の甲良を樹立する。あるところで立国とか、何々立県という言葉があつて、私は教育の甲良を教育立町というネームをつけたんですが、実は調べてみました。日本で教育立町として名を上げているところが、茨城県大洗町が教育立町をめざしています。それにちなんだんじゃない、私、教育立町、ぜひとも甲良町をとという思いから教育立町を調べたら、茨城県大洗町が出てきたんです。

そこで、この教育立町、まず甲良における教育課題、とりわけいつも問題が出てきます、今日もまた西川議員が言いますが、小中学生の低学力、私、ここは日本一、クエスチョンマークをつけています。これには理由があるんです。実は本当に日本一低学力なのか、それは定かではないです。短絡に考えました。2019年度の全国の学力テスト、正答率ランキングというのをまた今年も出しました。小中学校合わせた滋賀県は47位、すなわち47都道府県の最下位。ここに書かれています。昨年度、最下位の沖縄県は41位となり、昨年度46位の滋賀県が今年度47位となりました。それで、滋賀県における甲良町の位置はどうか。13市6町の19市町の中で、これは県教委は公表していませんから、明らかではないんです。でも、今まで甲良町は最下位だということを耳にしている。でも、私は最低でも下から3位以下だと。それは思っていたんですが、いや、そうじゃない、最下位だよと聞かされたことがあります。考えてみると、全国で滋賀県が最下位、その滋賀県の中で甲良町が最下位となったら、クエスチョンはつけていますけど、私はやはり日本一の低学力は甲良町ではないかという意味でクエスチョンをつけたんです。

そこで、低学力からの脱却を図り、将来、甲良町が日本一の学力の高い子どもたちに育ててほしいと、そういう願いがあります。そこで、教育の課題に入ります。私は、去年の同じ質問の中で3つ上げました。それは、甲良町における大人、とりわけ子どもを持つ親、保護者の低位な実態にあること、とりわけ呉竹、長寺西、部落差別の名残が残っている今日も、そのことによって低位な実態に置かれていると。その者たちの子育て力、とりわけ子どもが生まれて養育していく、そして教育へとつながっていくんですが、子どものしつけ、養育、教育、そういう子どもを育てる術に、残念というか悲しいことですけれども、非常に低い。それを何とかせないかん。どうしたらいいのか、いろいろ考えていますけど、それは何かからというのが、ここにも書かれています。結局、親が子どもを育てる能力に欠け、とりわけしつけ、その中でも子どもの生活習慣。これはよく言われます、基本的な生活習慣。それがしつけの中にきっちりと子どもに培われていないからというのが、まず一番の原因だと思います。

全国で、もういつも常連なんですけど、秋田県、石川県、福井県、富山県、東京というのはもうベスト5。その秋田県の子どもたちは、生活習慣が違います。

早寝早起き、朝ご飯はしっかり食べる、この規則正しい生活習慣が今の秋田をつくっている。学習時間は小学校の子で1時間から2時間までだと言います。そんなに学習の時間はとっていない。また、秋田は夜遅くまでの勉強やら、高い月謝を払った塾、それも必要ないと言っている。それは何か、規則正しい生活と食事。そして、やはり学校の勉強が基本だと言っている。

そこで、私は教育基本法、学校教育法、学校教育施行規則、とりわけ小中学校における学習指導要領、教育課程、またそれは後で述べます。要するに地域の大人、特に子どもを持つ親、保護者の教育力を高めることが一番ですね。

2番目は、そういう中で生まれ育った子どもが先天的にほんまに能力が低いというか、そんな子がいるのか。違うでしょ。やはり育て方、その習慣によってですよ。生まれつきあほな子が生まれてくるというのはあり得ない。確かに一部、障害を持って生まれてくる子はあります。通常はあり得ることじゃない。

その次に、私は教師に問題があると。以前、どなたか議員さん、甲良町における小中学校の教職員全員、総入れかえするぐらいでなかったらという発言をしたことがあります。そうなんです。大学時代に小学校、中学校、高校、それぞれの教員の昔は免状と言ったんだけど、今はどう言っているか知らないけれど、教員の免状は学生時代にとれます。卒業して、県教委の採用試験を受けて、それで合格して初めて学校の先生になれる。その学校の先生がそれぞれの学校に赴くとき、先ほどちょっと言いました、学習指導要領、教育課程、これを頭にたたき込まなかったら絶対に子どもの指導はできない。私は見てびっくりしました。教職員は学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含めてさまざまな立場から児童や学校にかかわる全ての大人に期待される存在であると。

そこで、実はその教育課程を実践するためにそれぞれ学習要領というのが、これも学年別につくられているんですね。科目別。これって実際、教職員、本当に頭の中にたたき込んでいるんでしょうかね。1つの学習指導要領というのは、各科目、各学年における学習の到達目標、この学年ではここまでの教養を身につけさせる、学習をさせる、到達点はここまでと、表現している内容が何々をすること、何々をすることという表現が非常に多い。

昔は教師は聖職と言われた。今は職業選択の自由で職業として教師が選ばれている。だから、サラリーマン教師というのが多いですよ。聖職と言われた教師像、子どもたちから尊敬されて親しまれ、また教師は全ての子どもに等しく愛情をかける。一部の子にひいきをするんじゃない。そういう教師の人格、人間性、もちろん学習指導要領をこなせる教師で、それだけの能力がなかったらだめなんだけど、やっぱり人格、人間性が問われるんですよ。一人でも多くそういう教職員の赴任というか配置をぜひとも甲良町にお願いしたい。教師の

質によって子どもは変わりますよ。

そういうことで、時間が迫ってきましたので申し上げますけど、実は実例を2つほど挙げたかったんですが、やめておきます。とりあえず3つの課題は、親、そしてその子どもにも先天的にあったのかどうか、そしてやはり教師だと。それで、ぜひとも甲良町における教育立町、日本一をめざした取り組みをお願いしたいです。ちょっともう時間が迫ってきました。次へいきます。

阪東議員もその質問があったんですが、やはり私は甲良町における最大の課題は地方創生にあると。その地方創生の何よりも人口減少対策にあると。人口減少対策の基本は、町内において人が減るのを少しでも減らす。むしろ、人口を増やしていけるという。だから、甲良町において沢山の方が生まれてくる、甲良町に沢山の方が入ってくる、そういう甲良町を望んでおります。もちろん、もし甲良の教育ということが本当にできてきたら、甲良町教育、甲良町の子育て、そういったことでどんどんと人が増えてくるんだらうと思うんですが。

まず、いつになったら減少に歯どめがかかるのか。平成21年から30年の間、10年間、1,030人の方が減っているんです、人口が。年間103人。これはもう甲良は日本でも減少率が非常に高い。甲良町の人口ビジョン、先ほども阪東議員が触れていました。これによると5,006人、2040年、今から20年後。でも、この勢いでいくと私は4,000人ぐらいになるんじゃないかと。というのは、今、私が申し上げたのは住基でもって言っています。国調では住基の人口が7,959人のときに、国勢調査では7,500人というのが、これは2010年の人口なんです。だから、大体4,500人は違う。国勢調査の人口と実際の住民基本台帳による人口が。ということは、甲良町は2040年に5,000人で、そこで維持をしていこうと。そこからもう維持に入るといふ、ことになっているけど、これはもうスピードが速いですよ、2040年には4,500人を切ります。

何が必要なのか、やはり今、3年ないし4年間かかってきた取り組みを見直して、本当に何が重要なのか、何が緊急なのか、もう一回精査する必要があるんじゃないかと。企画監理課長、そのことについては常々どう考えていますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員のおっしゃるとおり、人口減少の歯どめはとまっていない状態でございます。このペースでいきますと、社人研が当初、甲良町が消滅すると言われたときの人口の予定どおりのペースで人口減少が始まっているというような内容でございます。

そういった中で何が必要かというような形で、一番必要なものはやはり見直す必要があるというご意見をいただいておりますけれども、推進委員会等でも見直しておりますけれども、今回やはりそれだけでは町の施策が統合性をもつ

て一丸となって進める必要がありますので、町の総合計画と同一にやはり見直したいと思っております。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 人口減少対策の最たるもの、甲良町から流出する人口、極力それを低く抑える。憲法第22条第1項では、居住、移転の自由というのがある。職業選択の自由というのがある。だから、極力、甲良町から通勤範囲内で就職してもらって、そして甲良町にいながらという。でも、その方はわしは仕事せんらんために甲良町を出ていく、当然そういう方はおられます。これは強制はできない。でも、極力甲良町から通勤範囲内で何とか仕事をしていただいて、甲良町にとどまってもらう。

もう1つ、非常に悲しい現象なんだ。甲良町から住んでいてよそに移る職員さんが最近多い。このことは他市町から甲良町へ就職して、甲良町で給料をもらっているのはまだいいんだけど、甲良町に住んでいながら、甲良町で人口対策、地方創生をやっていくその職員が甲良町の隣の市町で生活をする。そして、甲良町で給料をいただく。その方にも居住、移転の自由があるから何とも言えない。言えないけど、職員さん、甲良で給料をもらって、甲良では地方創生、人口減少対策で何とかしようと言っている。だから、そういう人たちにも考えてもらいたいなということもあります。

それと、やはり町内で出産、これはもう産め、産めということは言ったらいかん言葉なので、これは言えない。だけど、できることなら甲良町で。そのためには若者が結婚をしてもらわないとあかん。結婚してから後、よそへ行ってもらおうというのではなく、町内でよそから女性が来られる、男性が来られる、それはいいんだけど、そこで町内で結婚してもらって、そこで子どもを産んでいただく。でも、結婚するまでにその若者の所得、仕事、その保障が必要になってくる。だから、企業誘致、そんなことも言われているだろうし、いずれにしても若者が生活できる所得、生活の安定等を考えないと。そして、町内で結婚してもらって、子どもを産んでいただいて、そして極力、転出がされない。今、空き家バンク、移住の話があります。それよりか、まず中に向けた方法、方策を考えないとだめじゃないかと。

時間がないので、これで終わりますけれども、もう一度、この戦略の見直しをぜひともお願いしたい。そうでないと、隣町、隣の市に、頼むから甲良町、吸収合併してくれないかという時期が20年後には必ず来ます。そういうことのないように、併せて仮に人口減少がとどまらないぎりぎりのところまで来たとしても、その少ない人口で行政の運営ができる方法も考えていかなければならないということも含めて、ぜひとも努力をお願いしたい。

以上で終わります。

○丸山議長 建部議員の一般質問が終わりました。

次に、5番 野瀬議員の一般質問を許します。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。それでは、通告書に従って質問していきます。

まず、交通安全対策の関係ですけれども、6月議会、そして先ほど阪東議員も交通安全について質問されましたけれども、8月31日現在で滋賀県内43人の交通犠牲者、交通死の実情がございます。昨年同時期では、22人、ほぼ倍の数の人が亡くなっております。増加率というか、増加の数でいうと全国1位という悪い状況でございます。多くはお年寄りが亡くなると、交通事故に遭うという実情がございますけれども、この春、5月8日には保育園で痛ましい事故がございました。事故発生、5月8日以降ですけれども、県及び国から交通安全の指導をさまざま、こういう形で指導が来ていると思うんですけれども、甲良町として交通安全に対して実施した項目、どういう項目がございますでしょうか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 5月8日以降です。まず1つが、園での散歩道の安全確認、園外活動の下見、安全点検をしております。あと、防災無線にて交通安全の啓発をしております。それと、通学路の点検もしております。6月議会でもう少し啓発をというご意見もいただきましたので、例年ですと春と秋の交通安全運動を実施していますが、その提案に基づきまして、夏と冬にもそういう期間がありますので、夏の7月16日には各集落内で役員さんと職員が啓発をしておりますし、また、12月もそれを実施する予定はしております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ありがとうございます。この保育園の事故を受けまして、7月には全国に先駆けまして、大津市でキッズゾーン、黄緑色のペイントをそのエリアに塗るという、キッズゾーンを設置したというニュースが全国ニュースで流れておりました。西の保育園に関してはそれほど必要性を私は感じていないんですけれども、特に東の方の保育園に関しては、園の前の道路が細いということと、あとあそこは抜け道として結構使われていると。朝夕、これは通園時間とそこを抜け道で使用している時間帯がおそらく重なっているということもありますので、そののところにんしてはやっぱりキッズゾーンという形で指定してはどうかと思うんですけど、そののところがどうかでしょうか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 キッズゾーンの設定というのは必要やと思っております。警察の方等にも確認をしているんですが、キッズゾーンを設定した上で、速度制限だとか通行禁止等もございます。そうなったときに、やっぱり近隣住民の方の

協力、理解が必要だということも言われていまして、結構、時間がかかったり、困難だということも聞いております。先ほど上橋の方が阪東議員の方の答弁の中で、狭い道でスピードを出す車があったりということもありました。これについては、1カ所、西保育園の方でもあります。

そういった関係で、まずできることからというのを考えまして、通学路の交通安全推進協議会の方で見回りに行ってもらって、たちまち減速を促す道路標識だとか反射ポール、まずできることからというのを今、考えております。ただ、今後においても関係課の方と連携しながら、子どもの安全のためにできることはしていきたいと考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 その中で、先ほど教育次長からも話があったんですけども、時間帯によってそこを通行どめにするというようなことも、周りの地区で合意を得ないと難しいという話、これはわかりますけども、東の方の道路においては、抜け道として使用しているというのがかなり多いので、全て通行どめということじゃなしに、通園、帰りの時間帯、その時間帯においては通行どめにとすると。時間帯による通行規制に関しては、やっぱり進めていただきたいんですけど、その点はどうでしょうか。

○丸山議長 教育次長。

○福原教育次長 通行規制につきましては、教育委員会としても時間帯を考えておりました。そのことに関しても警察の方等に確認したところ、通行禁止と同じで、時間指定をしてもその時間帯は通行禁止になるので、それについては今、地域住民の協力、理解が必要で時間がかかるなり、困難であるということ聞いています。ただ、困難であるからといって、そのまましないというわけじゃなくて、今できるところからと考えておりますので、今後の検討課題にはなろうかなと思っています。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 先ほど地区の了解を得ないと、ということですので、この問題はやっぱり理解をしてもらわないといけないということで、例えば区長会というような組織もありますので、地区の中で一度こういう話を持っていくというところも一度検討していただきたいと思います。

続きまして、次の問題にいきますけれども、甲良町の通学路の関係ですけども、結構、道が狭いというところもあります。そして、この前の大津の事故では、交差点のところに縁石も何もなく突っ込んでしまったということもあります。危険な交差点、これはどことどこという具体的な例はないんですけども、危険と思われるようなところについて、例えば縁石も何もないというようなところについては、ガードパイプというのかな、1本パイプを立てるという

工事は比較的金額的にもそう大きい金額ではないと思いますので、やっぱり子どもを守るといふ点で、こういう点も考えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 甲良町の通学路、先ほど教育次長が申しとおりましたとおり、通学路交通安全推進協議会において点検していただいて、通学路安全プログラムを策定してもらっております。この中で子どもたちが安全に登下校できるかを検討していただいておりまして、危険な交差点などでは、今おっしゃられたガードパイプ、それだけに限らず、ガードレールなり、今も申された車どめのポールなど、白線によるスピード抑制など、いろんな交通安全施設の検討を行っていただいておりますので、それでもって今後、施工の方をさせていただきたいと思っております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。検討だけじゃなしに、早く実施というところで動いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、いつだったか私の方で町有車両にドライブレコーダーをつけてはということで一般質問をした覚えがありますが、このドライブレコーダーの設置をずっとされてきたと思いますけども、今どのぐらいの車両についているのかというのと、あとこれが有効活用できているかというところについてお答え願えますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 前回も答えていますが、公用車は基本的には全部の公用車についています。31年3月に全てつけていまして、有効活用ということですが、その後まだ違反なりの事故が起こっていませんので、実際はまだレコーダーを見るというようなことは起こっておりません。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ドライブレコーダーをつけたことによって、ハンドルを握る人に対しての抑止力というか、違反をしないというところにも繋がっているものだと思います。事故なり、違反はどうか分かりませんが、違反についてなかったということで幸いなことだと思っております。今後ですけども、交通違反、交通事故、この辺を起こした職員、ドライブレコーダーで自分の運転の癖というか、やはり危ない運転、自分では意識していなくてもやっぱり危ない運転というのはそこで見つかる可能性がありますので、ドライブレコーダーを使って交通安全意識の向上というか、そういうところを進めるような対策、それをしていただきたいんですけども、今現在、例えば教習所なり、そういうところでもドライブレコーダーを使つての安全運転に向けたシステムというのがある

ように聞いております。その辺で町として交通違反、そして交通事故を起こした人間に対しての対応、この辺に対しての今後のシステム、どのようにしていかれようと思っているのか、お答え願えますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 まだ違反なり、事故の報告はないんですが、もしそういうことがあったら、まず映像で確認をさせてもらって、何でそういうことが起こったんやというようなことを確認しながら職員の指導をしていきたいなと思っております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 いろんな問題で世間を騒がしている交通違反ですけども、公職に就いている人については、やっぱり模範にならなければいけないということで考えております。職員も、そして議員も交通違反、そして交通事故のないように今後は進めていきたい、私自身も含めてそう思っております。

続きまして、環境対策についての話ですけども、近年、海洋に流出するプラスチック、これが問題になっております。特に数ミリ以下のマイクロプラスチックが魚なんかに食べられて、食物連鎖で多くの動物に影響があるということが言われております。このマイクロプラスチックの問題ですけれども、幸い滋賀県というのは以前から琵琶湖がございますので、レジ袋の有料化は既に進んでしております。ただし、大きいスーパーなりは、その対策は進んでいるんですけども、町内で個人事業主とかコンビニ、その辺の状況はいかがでしょうか。

○丸山議長 住民課長。

○小林住民課長 町内の9店舗のうち、レジ袋の有料化を行っているのは1店舗でございます。店舗が有料化を行わない理由としては、コンビニなどのチェーン店の方は本部の意向ということですし、個人商店であれば、お客さんの有料化に対する反応というものを懸念されているようで、なかなか進んでいない現状です。

甲良町でも、平成25年2月に滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定というものを事業者、県民団体、行政が締結し、3者が連携してマイバッグの持参運動やレジ袋の有料化を働きかけておりますが、今年8月には新たに滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会というものが、事務局が県琵琶湖環境部循環社会推進課の方に設置されまして、甲良町もこれに登録しておるんですが、それによりまして今後もプラスチックごみ及び食品ロスの削減により一層、取り組みをさせていただきたいと思っております。なお、既存の協定書に関しましては、食品ロスを含めた内容に改め、近々、協定をまた締結する予定でおります。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 なかなか個人事業主なり、そういうところも難しいところはあると思うんですけども、やっぱりマイバッグというのが、例えば平和堂さんなり大きいところに関しては、もうほぼ皆さんお持ちになって買い物に行くというのが常態化しているように思います。それをもう少し裾野を広げていければ、個人事業主さん等においても対応できるものかなということを思っておりますので、今後とも諦めることなく、進めていただきたいと思います。

それでは次ですけども、昔はそんなことなかったんですけども、最近、35度、体温に近いような、へたをすると体温を超えてしまうような気温になっております。そして、こんな中、十分注意はされておると思うんですけども、運動会、体育祭、この辺が9月に実施されようとしています。学生、生徒のことを思うともう少しおそい方がよかったのかなということでは思っておりますけれども、いろんな行事の都合で9月になったもんだとは思いますが、もう少しおそい方がよかったかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 今年度、保護者代表さんとの話し合いの中で、甲良東小学校の運動会は例年の時期より1週間おそく開催することになりました。甲良西小学校についてはどうかということで一緒に協議を進めたんですけども、甲良西小学校さんの方は同じく保護者さんとの話の中では今のままの方がよいというご意見もあったりして、なかなか同時期に開催ということはかなわなかったものでございます。

このように9月、10月というのは、その地区、地区で行事等も混んでおまして、一概に遅らせていくということがなかなかしにくい状況がございました。こういった中で、暑い中での練習にはなるんですけども、対策をしっかりとりながら何とか乗り切っていきたいと考えているところでございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 今年度については日程が決まっておるところで、来年度、こういう暑い日が続くのであれば、もう一度また、検討していただきたいと思います。

それと、その当日だけじゃなしに、やはり暑い中で練習をするということがあると思います。もちろん個人で水筒等を持ってきてもらってというところはやっているといると思うんですけども、熱中症の対策、この辺は十分やっておられるのでしょうか。

○丸山議長 学校教育課長。

○上橋学校教育課長 普段からなんですけれども、練習では扇風機、ミスト、テ

ント等を使用してやっております。また、温度計、湿度計も完備しまして、それで管理をさせていただいております。危険な数値が出た場合はエアコンのある教室で活動するというふうに対応しております。また、休憩、水分補給もちろん確実にとっていくということになっています。当日の運動会では、これらに加えて運動場近くに第2保健室を用意するなど、さらに十分な対策をとって進めているところでございます。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。事故のないようによろしくお願いします。

続きまして、この7月に参議院議員の選挙がございましたけれども、投票率が今までの累計からしてかなり低かったように思います。甲良町で実施された、ここ3年ぐらいの投票率の推移というのをお聞かせください。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 それでは、選挙執行年月日、選挙名、投票率の順に申し上げます。直近の方から申し上げます。

令和元年7月21日、第25回参議院通常選挙、51.47%。平成31年4月7日、滋賀県議会議員一般選挙、53.79%、平成30年6月24日、滋賀県知事選挙、43.62%、平成29年10月29日、甲良町長選挙、68.17%、平成29年10月22日、第48回衆議院議員総選挙、56.69%、平成28年7月10日、第24回参議院議員通常選挙、54.03%、平成28年1月24日、甲良町議会議員一般選挙、76.76%、平成27年4月12日、滋賀県議会議員一般選挙、70.36%です。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。ありがとうございます。段々低くなっているような。

例えば国の選挙なのか、身近な選挙なのか、これによっても違ってくると思うんですけども、段々投票率が低くなっているような気もいたします。私の思いとしては、18歳から20歳の投票率、かなりたように思うんですけども、この18歳から20歳の間の投票率、集計はわかりますでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 平成28年7月10日に執行されました第24回の参議院通常選挙の方から、18歳から投票ができるということになった関係で、18歳、19歳の投票率の方は算出しておるんですけども、20歳につきましては算出しておりません。

18歳、19歳の投票率を申し上げます。選挙名ですが、第25回参議院通常選挙、これは令和元年7月21日の執行ですが、18歳は31.25%、19歳の投票率が31.81%。平成31年4月7日執行の滋賀県議会議員一般

選挙、18歳が35.21%、19歳が31.88%。平成30年6月24日執行、滋賀県知事選挙、18歳が26.23%、19歳が26.58%。平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙、18歳が44.12%、19歳が44.44%。平成29年10月12日執行の町長選挙につきましては、18歳が43.47%、19歳が49.18%。平成28年7月10日執行の第24回参議院議員通常選挙、18歳が56.00%、19歳が42.22%です。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。やっぱり平均よりも低い数字が出ているように思います。特にここ最近、やはり落ちているような数字が見受けられます。若者の投票離れというか、政治離れというか、その辺が気になる場所ですけれども、何らかの対策はしているのでしょうか。政治というところで、中学生議会というのを対応されていますけれども、中学生に対して議会ということでの、これも一般的な教育になると思うんですけれども、これもいい勉強だと思うんですけれども、それ以外に特に18歳、19歳、このあたりの人に向けての対応、何かされていますでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 今年度につきましては、滋賀県町選挙管理委員会連合会というのがございます。これは滋賀県内の6町の方で構成されています連合会ですが、そちらの方でも若年層への啓発ということが課題になっておりまして、その中の取り組みとしまして、今年度は若年層の選挙啓発用のうちわを作成しまして、甲良町の方では尼子駅と丸善Kモール店さんの前でうちわの配布をさせていただきます。

以上です。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 あと、啓蒙というのも意識向上で大切なところだと思うんですけれども、高校とか大学とか、18歳、19歳というところに対して、甲良町にそういう教育機関が現在ありませんので、なかなか難しいかなとは思いますが、学校教育というところにおいて、18歳、19歳に対しての教育、他市町も含めてという部分になるかもしれないんですけれども、教育指導というところで、何か対策はとれないものかと思っております。この辺、いかがでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○上田総務課参事 町内には高校も大学もないですけども、先ほども申し上げました滋賀県の町選挙管理委員会連合会が6町で構成されておりますので、その

6町と連携しまして、近隣の高校であったり、大学に対しまして生徒への選挙啓発ということで実施されるように働きかけを実施していきたいと考えております。

○丸山議長 野瀬議員。

○野瀬議員 わかりました。よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○丸山議長 野瀬議員の一般質問が終わりました。

ここで15分間休憩します。

(午後3時03分 休憩)

(午後3時16分 再開)

○丸山議長 それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、9番 西川議員の一般質問を許します。

9番 西川議員。

○西川議員 9番 西川です。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。読み上げていると項目がようけあるので、もう皆さん、熟読されていると思いますので、大半飛ばしていきます。その辺で答えは明確にしていきたいと思いますので、変な答えやったら、議会だよりに変な答えやったと書きますので、よろしくお願いしときます。

1番目、地域魅力度総合評価ということで、公的機関ではないんですが、先日の新聞に載っておりました。この辺に関して一步踏み込んだ町長の答弁を聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 本年6月28日付、自治体の地域力の評価について、今申されました中部圏社会経済研究所が発表されたものであります。

県内19市町中、甲良町につきましては地域力フロー指標、これは甲良町、19市町のうち19位、ワースト1です。地域力ストック指標、17位で、フロー指標というのは、自治体経営の観点から住民の所得水準、教育費、女性の就業率など、117種類の統計データ、魅力ある自治体を総合的に分析した指標であります。ワースト1は甲良ですが、19位、甲良町、18位、高島市、17位、多賀町の順でございます。

それから、地域力ストック指標については、自治体の持続可能性の観点から、地域住民全体がどれだけ地域社会や経済に参画をして支えるかということを目指した指標で、19位が多賀町、18位が高島市、17位が甲良町。いずれもワースト3は同じ3つの市町でございます。

人口減少のご質問をいただきましたが、何とかこれに反発して、奮起をして、そうならない、そうしない自信回復のため、町民ぐるみで町民運動、まちづく

りを推進していくことだと考えております。本日は、具体的なことを申し上げられませんが、粘り強く、地道にやるということの決意だけ申し上げたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 私も新聞を見ていると、死亡広告で一番多いのが高島市、3分の1ぐらいは占めていると思うんですね。その次が長浜市だと思うんですが、あそこはそんだけの大きい市ですので、その辺は当たり前かなと思うんですが、過疎化は急激に進んでいるんだと。甲良町はこのど真ん中であって、こんな状態なんですけど、町長が今言われなかったんですけど、もう一歩進んで、私が先日お聞きした、耳が遠かったのかどうかわかりませんが、もう一歩進んだ心配事があると思うんですが、答弁願えますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 議員、何ですか。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 準過疎化か何かの話。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 平成26年度に総務省の方で、今、西川議員がおっしゃっていただきました、甲良町が滋賀県でたった1つ、準過疎地域に指定をされています。今年度、9月13日に知事が甲良町の個別要望を聞いてあげようということで、特別要望に行くんですが、そのこと。それから、建部議員からありました、同対事業以降の長寺、呉竹地域の実態的な問題、あるいは残事業の問題も含めて、甲良の課題は多いということを申し上げて、さらに準過疎地については、三重県であったり、神奈川県であったり、県単独でかさ上げ措置だったり、補助金の制度がありますので、それを引用して県にも強く働きかけていきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今、町長がおっしゃいましたけど、メリットがあるんだというふうに理解していいんですかね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 昨年、この情報を得まして、直ちに市町振興課長のところへ相談に行って、三重の実態を入手した資料もお渡ししたんですが、ただ、県が行革、財政削減のさなかで、プラスのそういう予算要求はとてもさせてもらえないという状況でありましたので、今回、知事の要望で突破口が開けたらと思っています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 メリット、デメリット、双方あるかと思うんですが、負けないでや

っていただきたいと思います。

次に２番目の話なんですが、どんなことを考えておられるのか、その辺、具体策がないのかどうか、その辺をまず聞かせてください。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 今、議員のおっしゃる総合戦略上でどのような事業かということで、総合戦略の中で推進委員会の方で約２６事業を現在、計画をしています。しかしながら、人口減少になかなか歯どめがかかっていないということが実情でありまして、基本的な目標であります安定した雇用の創出、または新しい人の流れ、また若い世代の結婚、出産、子育て、教育、希望をかなえる、また時代に合った地域づくりということで、事業に取り組んでおりますけれども、毎年やはり事業効果というものがございますので、見直ししながら事業を進めさせていただきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 私もこの資料をもらいましたが、言っていることがちょっと細かいところもようけあるので、福祉やとかその辺はまあ充実していかないかんですけれど、やっぱり魅力ある何か、目玉を打ち出さなったら絶対だめやと思うんですよ。そこら辺をやっていただきたいと思います。ひとつ私も道の駅に出荷しています、ついでに観光協会に寄ったりなんかするんですけど、お客さんが入ってこられますよね。入ってきて、尋ねられることは、一番にガソリンスタンドはどこにありますかと。それと、周辺の見所はと。この辺のパンフレットはありますかと、この３つだけなんですよね。ほかにもつくった町のマップがあるかもわかりませんが、あれを渡しても現実に行ったら、誰もいない。案内してくれる人もいなければ、祭りや行事のときはおられますよ。だけど、そういうことが全然なっていないんだから、普段からそういうことをやるような体制にしとかなないと、やっぱり人も来てくれないと思いますよ。そういうことを観光協会の方がそういうことをやるような方向へ仕向けていくとかいうことを考えないとあかんと思います。その辺が発展施策の中の１つやと思うので、せっかくつくったものを活用しなきゃだめやと思いますので、その辺はひとつお願いしておきたいと思います。

次にいきます。町長が進めておられるフォーラム、私も何回か参加していますが、前も言ったかも知れませんが、先祖返りのきらいがしています。いったん、中断して考え直したらどうかということ。やっぱりこの間の質問にもあったように、大林の土地があるやないかと。そんなことも知らなんだというような答えをされています。

私もこの間、あるところにいてましたら、東京農大の人が来られていて、何か土産物ないですかねとか、そういうことを聞いておられて、何を言っておら

れるかといったら、大学生でこの甲良町の魅力のあるものを持って帰りたいというようなことを言っておられました。やっぱりその辺がみんな酒だとか、その辺のありきたりのものを渡すわけですよ。甲良町はこれ以外にないんですかという言い方なんですよね。やっぱりそういうところも、こういうものがあるんだ、こういうものがあるんだということも全て教えといてやらな、これはちょっとなかなかあんなことは難しいと思うし。せせらぎ遊園のまちやといっても、もうあれをやった人は二十何年も前の人なんですよね。やっぱりメンテナンスが大変だと思うんです。やっぱりそういうところはやっていかないかんやろうけど、せせらぎ遊園はきれいな水が流れているかといったら、私は流れていないと思っている。たびたび水がとまったりなんかしているし、その辺のところもやっぱりだぶだぶと流れているんやったら、そういうことも言えるでしょうけど、その辺がちょっと不足していると思うんです。その辺、町長、どう思いますか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃったとおり、行政は26事業と言っておりますが、どちらかというと行政内部の目標を掲げて、行政マンだけで右往左往しているということだと思います。町民の方に発信ができていないし、甲良町のセールスポイントをもっと町民の方にも、1つでも2つでも共有できる魅力づくり、今おっしゃいました、外から来て何が甲良の宝なんやということで、ない物を探してもだめなので、甲良のよさ、歴史文化の古さであったり、あるいは農村空間であったり、魅力をセールスするような、そういう指標もつくりたいなと思っています。ただ、担当課も戦略を1年伸ばして、総合計画と一緒にとなりますが、薄まらないようにしっかり町民とともにという視線をつくっていききたいなと思っています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 その辺を進めないかんですけれど、やはり地方創生の予算に関してもやっぱり先取りしていく気持ちがなかったら、今年はこれだけでこんなんといってやっていたら、2030年までには破綻します。2040年に町がなくなるとかというような話なんですから、その辺を先取りする気概を持たなきゃだめやと思いますよ。

次にいきます。土地利用の話ですが、この辺に1番に関してお答えいただけますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員が池寺地区の企業誘致の進捗ということでご質問いただきましたけれども、現在、議員がおっしゃるとおり、まだ企業誘致の方が進んでいる状況ではございません。しかしながら、前回、中間開発業者を募集

した際の反省をふまえまして、県とも意見交換をさせていただいております。本年度から現地確認とか、多数問い合わせもいただいている状態でございますので、そういったことにつきまして、本年度この9月補正で大規模な除草作業をお願いしているところでございます。まだ町としても具体的に事業を進めるべく、担当の方を今まで兼任でほかの業務を主たる担当しかおりませんでしたので、企業誘致が主たる担当者となるような形の整備体制を設け、新たに企業誘致の公募を進めてまいりたいと思っております。また、公募の方法につきましても、中間開発業者だけでなく、直接事業者、不動産関係者、または造成会社とかそのあたりを幅広くできるような公募を検討させていただいて、議会の方に示させていただきたいと思っております。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 阪東議員の質問にもお答えしましたが、全員協議会で議長からも日野町の事例を教えてくださいました。私も先頭になって本腰を入れて前に進めるようにもっていきたいと考えております。その具体についてを公募という形で課長も申し上げましたので、できるだけ早く議会に、こんな方向でどうでしょうかという提案ができるように頑張ってみようと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今、アメリカと中国が貿易摩擦で、課徴金問題でけんかしている、日本は韓国と北朝鮮だとかロシア、その辺のトラブルを抱えているわけですけど、企業誘致、企業誘致といっても、もうここは限界があると思う。ますます丸くなっていく一方だと思います。やっぱりその辺は別の目で見えていくことも必要やと思うんですね。公募、公募とおっしゃっていますけど、そんなもんいつまで言うててもあかんと思う。やっぱり行政側から仕掛けなきゃだめやと思うんですよ。やっぱりこういうことをやりたいけど、誰か乗ってくれませんかということをやらんと、それは無理やと思います。

まずは、日々の人口が増えること、昼間の人口だけでも。それから、次は泊まること、その次は住み着く、そういう発展性をもっていろんなことを考えていかなんだらあかんし、あそこへ企業を持ってくるなんて、相当、至難の業やと思いますよ。やっぱり関西と中部の中間地点のスマートインターを活かした中で、湖東三山やとかその辺を活かした中で、やっぱりアミューズメントをつくるとか、私は自分の構想を持っているの、あんたは知っていると思うけど、スポーツ施設やとかホテル、その辺をふまえた中で来てくれる人を探しにいかんだら、こっちから仕掛けなかったら、そんな人なんか、県に行ったり、どこに行ったら、いいもんありませんよ。今の時代。その辺をこちらが仕掛けるということではいかんといかんと思うんやけど、どうかな。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員のおっしゃるとおり、県と相談をさせていただいたところでも、やはり同様のようなご意見をいただいておりますので、そういったことを念頭に置きながら事業を進めていきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 進めますね。それと、ここに2番目の担当が今度、決めようとしているのは何人か知りませんが、現状でも日々の活動状況や日報とかそういうものもあるんですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 現在、日誌というものはつくっておりますけど、誰と一つ面談をした、またどういった会議をしたとかいうような記録は残してあります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 何人ですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 現在、担当は1人です。今までは主担当となる業務が企業誘致じゃない担当でございましたけれども、企業誘致を主担当とする担当を1名配置をしていきたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 空き家バンクの話は何か登録が1件あったと、阪東議員の質問で答えられたと思うんですが、まちがないですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 はい。現在のところ、1件だけでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 活用状況いうたって、何にもないと思うので、次にいきます。

3番目の学力対策の進捗ということで、先ほどから何人もの方がおっしゃっていますが、私も前回も質問したと思うんですけど、滋賀県は低いと。それに甲良の小中学校が滋賀県の平均より上回っているということはちょっと考えにくい。私はそう思っています。間違いのない事実やと建部議員がおっしゃっていましたが、その辺に関して少しは改善したのかということをお阪東議員の質問で答えておられましたけど、その辺、問題点から対策の関係、問題点は滋賀県がこの間、招集されていまして甲良町も行かれたんだと思うんですが、その辺のことも踏まえた中で、教育長、建部議員にお答えになろうと思っていて用意されていた答弁もあるかと思いますが、併せて答弁していただきたいと思っています。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 ご質問ありがとうございます。今年度と昨年度の全国学力・学習

状況調査を比べまして、出題の形式あるいは問題の中身、そして何より参加者が違いますので、経年変化という形は適切かどうかわかりませんが、出題の内容については大きく昨年と今年度、違いは見られませんので、我々、教職員がどのような事業改善あるいは子どもへの学力補充をしてきたかという一定の目安にはなるというように結果を捉えています。

そんな中で、午前中の阪東議員のご質問に上橋課長の方から答弁いただきましたが、小学校の国語科では読むことの領域で昨年度よりよい結果が出されていますし、とりわけ小学校の算数科では、小学校の算数科の学習内容では4領域がございしますが、その4領域全てで昨年度より伸びが見られることができました。あわせて、中学校の国語科、数学科におきましても領域別に見たときには、昨年度より伸びている領域が見られたというようなことで、今年度、子どもたちの学力を分析しています。

特に小学校の算数科、4領域全てで伸びが見られたというこのことは、とりまなおさず各教育現場におきまして、算数の授業改善を図るために、教職員が一丸となって教材研究、授業改善に取り組んだ、その結果として子どもたちにわかりやすい授業が展開できつつあるという、そういうように捉えております。そういうようなことで、昨年度から見たときに、今年度、子どもたちの頑張り、伸びが見られたというように捉えています。

それから、学力向上対策の問題点、対策は講じていると思うがというようなご質問がありまして、今ほども西川議員の方からご指摘がありましたが、さきの建部議員が本町の教育課題について、議員の分析による課題を述べられました。私の教育課題として捉えていることと、本当に重なる、そういうところが沢山ございました。

1つは、大人、とりわけ今、子育てを頑張っておられる保護者、そういった保護者を中心とした大人の子育て力、ここにメスを入れていくことが後々、先々で子どもの学力を高めていくことにつながるという見解は、全く同様でございます。

それからもう1点、教師についてもご指摘がございました。私は教師力というのを次のように考えております。まず、その教師の人格、人間性プラス授業力、指導力、そして、教育への熱意、子どもへの愛情、この2つをプラスして教師力というように捉えています。ですから、甲良町の教育を充実させるためには、こうした教師を、人事権がありますので、可能な限り甲良町に来ていただくように、いろんな策を講じて実践していきたいというようなことを思っています。

今年度より教育行政施策としまして、2つの施策に取り組んでおります。子育て支援施策、家庭支援施策はもう以前に申し上げたとおりであります。子

育て支援施策のメインは、その子どもを持つ保護者の日々の子育て、あるいはかかわりの中で不安とか迷いとかがあったときに、すぐに相談できるように、そして積極的な意味では、子育てについて学ぶ機会を設定していくということですが、このことは15年、とりわけ近いところでは中学校卒業時に子どもたち一人一人に確かな学力を積み上げて、子どもが自己実現をめざすためにしっかりと学力を高めていくという、そういうところでこの子育て支援施策の効果が出てくるようにというようなことを思っています。

あわせまして、子育て支援施策、家庭支援施策、系統的、総合的に進めていくということを申し上げましたが、総合的と申しますのは、町民も理解していただいて、保護者も理解していただいて、教育現場の教職員も理解して、そして教育関係機関のそれぞれの担当者も理解してというようなことで、何を理解するかと申しますと、学力向上の道筋、それはこのように考えています。

まず、おぎゃーと生まれてきた子どもと保護者との愛着形成をまず第一に考えております。その次に、生活自立、いわゆる自分のことは自分です、ご飯を食べたり、衣服の着脱、トイレに行ったりということであります。そして、これも建部議員が指摘された、生活習慣の確立。これは特に家庭おける、もちろん学校における生活習慣の確立もそのとおりであります。このあたりを就学前教育、小学校に入ってくるまでに何とか確立できないかというように、そして、次に家庭での学習習慣の確立。ここに併せて言葉の力を高めていくために、読書の推奨をというようなこと。そして、中学校に行きましたら、自己実現を果たすための学力の積み上げを進めていくということと、これにプラスしまして、キャリア教育、いわゆる自分は将来どういう職業に就きたいのか、そういうキャリア教育も小学校の高学年から中心に、併せて行うことによって、子どもたちが自分の将来を見据えて学業に励んでいくというような見通しで、今、申し上げたような教育行政施策を、建部議員の言葉と同じ思いなんですけれども、教育の甲良、教育立町というような形、同じ取り組むのであれば、そこに向けて、そこに一步でも迫るために一生懸命、全庁挙げて取り組んでいきたいというような思いをしております。

以上でございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 るるおっしゃっていただきました。全て実現すれば、素晴らしいものだと思うんですが、ちょっと1点だけ。この子育てに関してメスを入れるということをおっしゃいましたけど、そのメスは誰が入れるんですか。

○丸山議長 教育長。

○松田教育長 現在、各教育現場で虐待あるいは不登校、それから不適切な養育と考えられる、あるいは日々の登校において遅刻が多い、これは甲良町独自の

んですけども、そういった事例を全て挙げてもらって、それを子育て支援センターを中心に精査をして、幼対協で取り組む事案、町の子育て支援センターを拠点とした行政と教育現場とが一緒になって、共同の実践として支援をつくり出す事案、そして、もう1つは教育現場が組織を挙げて家庭支援をしていく事案というような形で精査をしたところであります。これをそれぞれの役割ごとに、こういう課題に取り組んでいきたいと思いますということで、共通理解して取り組みを進めていきたい、そんな考えを持っています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ここ1カ月以上かな、騒がしくなっている子どものいじめ、虐待、この辺に関して福祉課とかいろんなところで絡んでいることが包み隠されているとか、現実にはやっぱり踏み込んでいけないとか、いろんな答えが出てきますよね。やはりその辺は、あの人たちも四苦八苦して答弁されているとは思いますが、やっぱりなされていないとか、そういうところにきているんだと思うんです。やっぱりその辺は忠実に、そういうことのないようにやっていかなあかんと私は思いますので、その辺のところはひとつよろしく願いしておきます。

それと、甲良町では学校の先生は1クラスに大体2名から3名ついておられると思うんです。他の市町より充実していると思うんです。その辺のところで、やっぱり学力は毎年、毎年、上げてもらわないと困るというのが町民の願いだと思いますので、その辺のところは改めて申し上げておきますので、よろしく指導願いたいと思います。

次に、町民講座についてお尋ねします。1番に対してはどういうことを考えられているのか、対策はどうか。

○丸山議長 社会教育課長。

○大野社会教育課長 おっしゃってくださいますように、参加者数については課題と受けとめています。講座の内容については、アンケートからもほとんどの方からよかったとの意見をいただいています。終了後、町内施設でのご案内や掲示、チラシを設置してまいりましたが、第2回目の参加者は26名でございました。研修や学習の機会を町民全体に広げること、どのように参加に導くかが課題の1つと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 2回目までお答えいただきました。それと、チラシ等をあちこちに貼られていますので、やろうとすることはわかるんですが、内容についてもう少しわかりやすく説明するようなこととか、何か考えていかないと、これを聞いてみようかという気が起こるような方向、私らは1回目、行きました。聞きたかった。その辺はそういうことで行ったんですけど、あまりにも参加者が少

なかったというのは、あなたたちもみじめな思いをしたと思うんですけど、その辺は今後の内容を充実させる、今年は5回ということになっていきますけど、途中で変更してもかまへんと思うし、その辺のところはやっぱり魅力あるものにせなんだら、やっぱり町民は来ないと思いますので、その辺はひとつよろしくお願いしておきたいと思います。

それと、2回目のときに26名ということやったんですけど、ここで私がちょっと思っていることは、この間も1回目のときに、終わったらもうすぐに次の項目に入ったわけですね。何かほかの行事予定をば一っと説明に入ったり、普通の質問をしたいなと思っていても、質問も受け付けない、後で質問するというて受け付けたら、1人がしゃべりまくったというような話になっているので、やはり質問時間も制限して、1人30秒以内とか1分以内とか、講師に時間の都合があるんなら、これしかありませんとか、最初に断って、質問のある方の質問を受けるとかにしないと、1人が20分もしゃべっていて、途中で遮らなんだらあかんと、何を聞いてんのか、何を言うてんのかもわからんような質問ばかりして、ああいうことは許したらあかんと思います。その辺は考えといてください。

次にいきます。老人係の新設をとということで、私の思いを書いてあるんですが、総務課長いかがですか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 係というか、今回、議員から提案を受けまして、基本的には役所は何をするかということで、昔は同対事業に力を入れるということで、同対は事業1課、2課、両センター、同和教育ということで力を入れました。まずは何をするかということです。それもそこそこ終わりましたので、今は家庭支援に力を入れようということで、家庭支援の方に配置をしております。

今議会で言わせてもうてるのが、企業誘致の方にもちょっと力を入れようということで、それをまず第一にやってもらう職員の配置を10月から考えております。

老人さんの話につきましては、今、提案を受けたということで、実態を調べますし、老人クラブさんへの支援ということでありましたら、去年に保健福祉課が地域福祉計画というのをつくってしまして、そこで社協の指導と各種クラブへの指導とうたわれています。1年遅れで、社協の方が地域活動計画いうのを今年3月につくっています。その中で具体的に社協さんが老人クラブの支援をするんやとうたわれています。ちょっとそういう流れがありまして、社協の方も会長さんがかわられたので、ちょっと仕切り直しで、役場の行政の方と福祉の両輪のように協力してやろうかということで、担当レベルでは月に1回、話し合いを始めました。会長と町長レベルは年2回ぐらい、予算編成前とその

間ぐらいで協議をしながら、うちも補助金を出していますので、それなりのこともやってもらわなあかんのということで、とりあえず話し合いをして、老人クラブさんへということでしたら、そういう話し合いの中で社協の方に依頼もしますし、町としての老人施策の絡みで、そういう係をとということでしたら、今、提案を受けましたので、また中で議論はしていきたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 総務課長が答弁されたのが、二本立てになっていると思うんですが、私が言っているのは老人クラブじゃなくて、甲良町には33%ぐらいの老人がおられるということにおいて、老人クラブの話をすれば長寺と呉竹の人はほとんど入っていないという形で放ったらかしになっておるというところもありますし、その辺のことはそういう意味じゃなくて老人課という窓口、その人のところへ行けばいろんな指導が受けられて、ここへ行きなさい、あそこへ行きなさいとかいうようなことが鮮明になるような形のものがとられないもんかなと。3分の1いてるんですよ。やっぱりその辺のところ、家庭支援や子育てだとかそんなこともあるでしょうけど、老人もやっぱり結構な戦力だと思いますので、その辺をやっぱり考えていかなあかんのと違うかと。

それともう1つ、社会福祉協議会の話を書きましたが、今年の3月にそうなっていると。今の老人クラブは全くそんなことは知りません。その辺ところも僕は今後、必要やと思いますよ。この間も研修に行って、老人クラブが指導しているんじゃないくて、社会福祉協議会がリードして、みんなを使っていくわけですよ。そういうシステムの方がやっぱりいいんだろうなと。いわゆる国から表彰を受けた町に行ったわけですけど、その辺のところが充実しているなと思いましたけど、今の社会福祉協議会はそんなもんでたらめで何ともできないと思います。今後それがあんなら、活用もしたいと思いますし、そういうところを早く軌道に乗せてほしいなと思います。

次にいきます。課の統廃合はどうなっていますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 これも議員の方から過去に2回ありまして、議員はちょっと行革の視点でということで、私は何をするかという話で、行革の方ですが、去年に補助金と臨時さんなどの人件費を見直しまして、3,000万円ちょっと余分な削減をしました。その財源を有効に使うと。今年度におきましては、ちょっと保健福祉課をモデル的に10月から事業の仕分けをします。それで無駄な事業を仕分けします。それで、来年度、全体的にそれをやろうかなということですが。その中で限られた職員と限られた予算で、必要なことをやっていく、無駄なことはしないということをしようかなと思っています。

たちまちそれと並行して、町長が健康運動を町民にということで、減塩、運

動、禁煙というキャッチフレーズはつくりましたので、そこでとまっていますので、先ほど言いました知事の要望の中で、そういう健康運動の指導の職員を県から派遣をしてもらいますので、おそらく県にしたら費用がかからんことなので、多分オーケーが出ると思うので、その人を交えながら、長寺センターと連携しながら、まずモデル的に長寺から健康運動をやっていきたいなというような動きも考えていますので、行革の視点はそうですし、次は、そういうステップで健康運動の方にいきたいなと思っていますので、その体制をどうするかというようなことで、その体制が決まったらそれなりの動きをするというような状況ですので、議員が言われた、どこどこの課とどこどこの課をたちまちということには考えておりません。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 なかなかがついていきますから、そんな簡単にはいかないと思いますが、やっぱり行く行くは考えないかん話なので、その辺は絶対にやってほしいと思います。

それと、任用制度の話があったと思うんですが、あれは今どのような進捗になっていますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 今、予定していますのは、12月に条例制定をさせてもらおうかなと思っています。それに向けて委託できる部署は来年度予算で委託させてもらって、職員数を決めます。どうしても会計年度職員でいる部署については、会計年度職員さんでします。通常、パートさんと呼ばれる、これも見直しますが、役場の事務の中でも今は毎日来てもうてますが、週4日で済むならそのようにしますし、9時、4時にしたりできる日はそのようにします。そのようにすると、会計年度職員という、金額はくくりませんので、それをそこそこ数字はつかんでいて、あと教委の方とすり合わせをする予定です。あと、採用の単価についても6町で同じような金額でスタートしようかということで、6町の話し合いはできているというふうには聞いております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 12月議会に出すということですね。

次にいきます。入札についてということで、1番目の質問、わかりやすく説明してほしいというように思いますので。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員が落札率が変わったように思うということで、説明をということで、基本的に本町については工事につきましては条件付き一般競争入札、役務等につきましては指名競争入札を適用させていただいておりますけれども、入札ごとに落札率は変更するものでございますので、平成30年度、

建築におきましては平均で94.94%、平成31年度8月末現在で85.73%でございます。土木工事につきましては、平成30年度は76.78%、平成31年度8月末現在は81%でございますので、基本的に一回一回変わるものというご理解でいただければと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 建築が94.4%から85.7%とおっしゃいましたかね。落札率が若干上がっているんだと私は思います。上げなきゃだめやと思っておりますので、やはり低入で仕事をしてもらっていたら、手抜きがあるというようなもの前に申し上げたと思うんですけど、その辺は落札率は上げていく方向だと思います。県の指導もそうなっているはずです。国の指導もそうなっているはずです。その辺はちゃんとやっていただきたいなと。

次の2番、指名業者の地元優先ということに関しては、常にやっていただきたいと思うんですが、若干、変なところが見られますけど、その辺は今後も継続してやってもらう。それと町内にいなければ、近隣の業者優先という形でやることの方針でいかないと、やっぱり地元金に金を落として、税収も上げないかんわけですよ。よその企業に行くとしたらよそへ持っていられるだけなんです。そこをふまえた中で入札というのはやっていかんとあかんと思うんですが、いかがですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員のおっしゃるとおりで、指名競争入札については契約審査会で業者の方を決めております。けれども、基本的には町内業者を、一番に該当しましたら、そちらの方、その次に管内というような形で業者の選定をしております。ただし、今現在、指名競争入札、工事とかにつきましては、条件付き一般競争入札をしておりますので、条件付き一般競争入札の場合につきましては、町内、準町内の方については審査評点の方を点数を低くしまして、より入りやすくというような形をとらせていただいております。地元業者の配慮は続けてまいりたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 甲賀市あたりの方が入札に参加されているケースもありますから、そんな遠いところの業者がとったら絶対にもうからへんわな、同じ甲良町の方が80%でとって、甲賀の方が78%でとったら、遠いところから来てもうかるわけないやんね。やっぱりその辺の指名の仕方もやっぱり考えとかなあかんやろうと思いますし、地元優先でいくのは私は一番いいことだと思っております。それと、ただし、経審の点数とかいうのも重要視しとかないかんと。その辺は考えていただきたいなと思います。

それと、3番目の話なんですが、県市町のことをちょっと真面目に勉強して

いただきたいと思いますので、その辺はどういうふうに考えられますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 現在、甲良町におきましても国、県の運用基準を参考にして入札制度を履行させていただいているところでございます。ただし、今後、電子入札等を実施しておられる市町もございますし、そういったことは非常に参考にさせていただきたいと思っておりますので、今後、検討させていただきたいと思っております。

また、指名願いと言われております入札参加資格者名簿の登録につきましても、滋賀県と共同で登録をしていくような事業をやはりやっていこうということで、今現在、協議を進めてまいっているところでございますので、そのあたりについても進めてまいりたいと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 電子入札云々でやっぱり勉強していかなあかんと思うし、落札率によその市町はほぼ一定化していると言ったらちょっと語弊があるかわかりませんが、90%あったら全員失格みたいな形で出てくるケースもあるし、88%で統一しているようなところもあるし、その辺は最近の市町の動向を勉強するというのを心がけていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

それと、予定価格は誰が決定しているのか、その辺のことをお聞かせください。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 予定価格につきましては、入札執行日までに町長が決定しております。そちらの方の決定をしていただいたものを委任者である私、企画監理課長が封印をして保管をしている状態でございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 町長がするというのは、その日に決めるんですか、いつの段階で決めるんですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 町長の都合、出張等のこともございますけれども、基本的に前日までにということで、極力、執行日に近い日数で決めているというのが現状でございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それがちよっと資料を見てみますと、入札の仕組みそのものは、課長から教えていただいたので、大体のことはわかっているんですが、7月30日に行われた物件で80%で、同札3者ということで上がってきているんですよ。やっぱりあなたが教えてくれた数字のあれでいくと、こんなのは同札が3

者、それから4万円高いのが1者、10万円高いのが2者、2万円高いのが1者という形でできているんですけど、数字の揃ったところで3者が同札と。この辺はちょっと気がかりな気がするんですが、この辺のところはどう思われますか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 今、議員のおっしゃっておられるのは、7月末に3者、くじをしていただきました入札が確かにございました。基本的に最低制限価格を甲良町の方は設けております。昨年度の最低制限価格という設定の仕方につきましては、基本的に予定価格の70%から90%の間でしか設定ができておりませんけれども、国、県の通知で、本年度からは75%から92%の間で設定をするという流れとなっております。そういった状態の中で、最低制限価格に一番近い方が落札されるというのが基本的な入札事項になりますので、基本的にくじがあり得るというのは当然だということで、くじの準備もやはりしておりますので、そのあたりについて不備はなかったと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 75%から92%とおっしゃいましたよね。これは80%ですよ。その辺は幅があって決められているんだと思うんですが、その80%になっていくのが3者出てきたということがちょっと気がかりやと。あなたたちの方は間違っていないやろう、その辺のところがこういう形であらわれてくるのが、私は誰が封印しているのかということを知っているのと一緒なんですけど、その辺を気をつけといてくださいよということが言いたいんです。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 決して外部に漏れるということとはございませんし、漏らしたこともございませんので、そのあたりについては議員の方がそういったことを懸念しながらということは心にとめておきたいと思えます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そういうことを信じたいと思います。それ以上、今は言いません。

それから次の、中学校の屋根の修理の完了検査は誰が行ったのかということをお聞きします。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 中学校の屋根の完了検査についてなんですが、8月21日に9時から検査を行っております。行政側の立会につきましては、工事監督員1名と工事検査員の行政職員2名の合計3名で検査をさせていただいたところでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 それに立ち会われた人はどなたですか。聞きたいことがある。

- 丸山議長 企画監理課長。
- 村岸企画監理課長 教育委員会の担当者、工事検査員であります中村課長、寺居課長補佐と監督員であります大野でございます。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 屋根に上がられたんですが、どのような状態で上がられましたか。
- 丸山議長 産業課長。
- 中村産業課長 屋根の軒下までは足場がございます。それをもって上がらせてもらいました。この上は屋根がありますが、何もございませんでしたし、私ちょっと検査に寄せてもらったんですが、非常に高く、上ることができなかったのですが、私どものほうに上野という臨時職員がいて、その者が以前から修繕に係る工事等をしておりましたので、その者にまず上っていただいてポンチ絵等でその軒にいる私と2人で確認をさせてもらったというところでございます。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 その上がられた上野さんという人は、どういう姿で上がられましたか。
- 丸山議長 産業課長。
- 中村産業課長 安全帯を持っておりますので、安全帯で、そのとき上からロープがありましたので、安全帯でロープをつけて上ったということでございます。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 あなたは通路におったんですね。
- 丸山議長 産業課長。
- 中村産業課長 上がらんとあかんかったんですけど、どうしてもそこまで行っただんですが、以前やと上れたんですが、ちょっと正直、上ることができませんでした。だから、そのポンチ絵等でのやり取りをさせてもらったということでございます。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 その現場の屋根の足場、ロープでいいんですか。
- 丸山議長 産業課長。
- 中村産業課長 建築の現場につきましては、現場も建築の設計をする者が設計管理をしておりますので、その者の確認を受けているということでしたので、それは適切であったというふうには理解をしております。
- 丸山議長 西川議員。
- 西川議員 高さの関係があるから、これは後で調べといてほしいんですが、足場が要と思うんですね。そんなロープみたいなもの、危なくて危なくて。3本ほどひいてあったんかな、あのロープ。やっぱりその辺は非常に危なかった

しい。やられている人は驚みたい人やから、そんなんなれておられるでしょうけど、それでも今、労基署の関係からいって、制限より低いのかどうかもわかりませんが、その辺はやっぱきちっとした対応をしておかないと、事故が起こってからではおそいと思います。これは、東小学校の体育館も今度、工事をやるようですから、その辺ところもよう調べといていきたいなと思います。

次に、この中学校の体育館のことなんですが、資料の提出を求めるということで出しているんですが、今、企画監理課長にしたら出せないということやったんですが、どういう理由からか教えてください。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 予定価格の積算資料そのものにつきましては、甲良町情報公開条例の6条第2項第7号に該当する、事務執行情報の中で契約、入札に係る今後の事務におきますので、そのままの状態ではお出しすることはできないということで、ご了承願いたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 この工事は700万円で落札されていますが、ここに匿名みたいなものが入っているんですよね。仕様書の中に入っている、元旦ビューティ工業に聞きなさいということで、図面に図示されているんです。これはみんな知っているんです。この見積もりは、お見積額85万2,600円、ネット60万円、これが直工費なんです。本体の、屋根の修理。これが700万円。どういう内訳であったのかというのを私は知りたいんです。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 議員がおっしゃるのは、数字を知りたいという意味でよろしいでしょうか。積算の基本的な項目、数字が幾らになったという部分を消した状態でしたら、ご請求いただいたら情報は出せると思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ここにみんな持っているんです、これ。直工費やん、これ、足場や。その辺のところやと思うので、数量が出てきてもそんなもんやと思うんだけど、これは誰がチェックしてるの。私はそこが知りたいわ。出してもいただきたいけどね。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 今現在のチェック体制でございますけれども、基本的に原課の方から上がってきたものだけではなく、やはり今現在、建設水道課の方で技術員さんをお願いしているので、そういった方にも見ていただいて、チェックの方は進めさせていただいております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そういう意味からいっても、両面に枠組み、足場が組んである、そ

れと上にロープが張ってあるだけ。それで、直工費がいわゆるネットで60万円、足場が平米2,000円。2,000円いうたらめちゃくちゃ高いと思うんだけど、100メートルないはずやから、あの辺からずっと計算してきてもそんな金がかかんないんだよね。やっぱりその辺が、皆さん、いいんだ、いいんだと、専門員も見たとかどうのこうのとおっしゃっていますけど、ちょっと解せない。その辺をもうちょっと詳しく教えてほしい。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 解せないと言われましても、基本的にコンサルといたらあれですけども、設計会社に委託して設計管理の方もちゃんと委託した状態でございまして、そういったものだけで信用ができないという形で、ほかの技術員の方にも見ていただいている状態でございますので、中身の内容についてご請求いただいて、その部分については数字はありませんけど、数量等は見られると思いますので、そこで見ていただけたらと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 その積算資料、黒塗りで結構です。いただきたいと思います。いずれにしても、これ落札率が86.5%、かなり額が落ちてあるんです。やっぱりその辺が、とった会社に私はクレームをつけているわけじゃないよ。言うときですけど。こういう資料があって、普通で見たらこんな金に何でなるのということを疑問に思った人が誰もいないのかということです。そういうことをやっぱりきちっとやっていただきたいなと思っていますので、ぜひ金抜きのをいただきたいと思います。よろしいですか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 情報公開条例に基づいてご請求いただいたら、交付の手続きはさせていただきたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そんなもん、せんでもくれたらええやん。やっぱりそんなこと一々、言わなんたら出さんとか、こんな書類があって、こんなもんみんなのところに回していて、それが出せんというのはおかしいやろ。町長、どう思いますか。公開条例で出さなんたらあかんて、おかしいと思うんですけどね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 内部でコンプライアンス、法令遵守を言い続けておりますので、中身審査は所定の手続きをお願いしたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 せえということですので、します。それから、東小学校のトイレの工事ですが、ちょっと落札率が低いんですが、ダンピングとか品確法に引っかかりませんか。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 工事の品質と適切な履行ということで、うちの方も最低制限価格を設けておりますし、直接工事費が70%を割るものにつきましては失格という形で適応させていただいておりますので、そういったものには抵触しないと考えております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 70%なんていったら、今どきどこも役所もないよ。やっぱりその辺は考え直さなあかん、町長、どうですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 相対的に前年の落札基準が、いわゆる最低制限価格あるいは落札業者さんの最低制限価格の入れ方が低かったというご指摘をいただいておりますので、今年度はそれを改めて最低制限価格を設定しております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 上げなさいと言っているんです、私は。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 最低制限価格の水準を上げております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 上げようが、ちょっと低すぎるんですよ。やっぱり70%って、30%も引かれたら、経費が出ませんよ、みな、普通、予定価格から。

○丸山議長 企画監理課長。

○村岸企画監理課長 すみません、自分の説明が不十分で。最低制限価格は75%からしております。品確法で直接工事費の部分がいくら安くても70%を切ったものについては材料も、直接工事ができないというもので失格にしているという意味で、品質管理の問題でそういった形で適応させていただいているということです。決して落札率が70%という意味ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そしたら、この間もらった資料の中の直工費という意味で捉えたらいいんやな。わかりました。

次にいきます。第三者調査委員会の報告について、私もじっくりと読ませていただきましたけど、厳しさがありません。当然のことが皆、書かれてあったとは思いますが、最後の方で、何か結論でアメリカを持ち出してきたりとかいうような形できているんですが、最後は議会が言っているようなことを書かれていました。

そこで、町長に聞きたいんですが、これをもとに町長は断固、改革するんだとおっしゃっていたんですが、その気概がどこに行ったのか、3月議会やった

か6月議会やったか忘れましたけど、処分はしないというふうに言われたと思うんですよ。私はこれは許せない話で撤回していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 連続して3つありますので、順次、答弁させていただきます。

まずは、第三者委員会の報告からの断固処分をという質問でございますが、それぞれ今日まで第三者委員会の報告についてはお示しをし、報告をしてまいりました。中身を触れさせていただきますと、「本町役場はコンプライアンスモラルが低く、ここに問題が起こる素地がある。派閥対立をやめて、よいモデルとなるような地方自治を推進すること。人事管理においては、システム確立がなされていない。このままでは優秀な人材が集まらない」というのが書かれていない、委員長から私へのコメントでございました。そこで、調査結果の報告書を再度、読み返しますと、冒頭に「一連の決算書類において、職員に違法性や職務の怠慢は確認できない。したがって、職員個人の責任を追究することよりも、このような問題を抱えた制度、手続き、組織、風土を改善することが喫緊の課題である。これ以上、責任の所在を調査したり追求することは、単に業務を停滞させるだけで、町民の利益にならない云々。改善方策は公金横領の第三者調査報告書に指摘され、その改善策を実直かつ迅速に実施すること」と記されています。

よって、このことは私が町長に就任する以前の案件、主には6年だったと思うんですが、調査委員会の報告に基づいて処分をしないと申し上げてきたところでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 就任以前の話だったということなんですが、あなたは就任以前の問題をもって断固改革するんだということで立ち上がってこられたと思うんですが、私はそこがどこへ行ったのかということをお願いなんです。やっぱり悪いことは悪い、そんなもんこんなことをやっていたら風土がどうのこうのとか、みんなえらい先生はそういうことを言うのかもしれないけど、やっぱり他の市町を見ていると、そんなことは許していないと思うんですよね。これはやっぱりやっていただきたいと思います。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 繰り返しになりますが、第三者委員会に調査依頼したときは、私も厳しい結論が出るということを想定しておりましたが、報告書にその内容でまとめられておりますので、処分をしないという結論をいたしたわけであります。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ここにも書いていますけど、今後はこのような人に頼んでもらった

ら困ると書いてあるんですけど、やっぱり厳しさのある人に依頼せなんだら、今までもたるんであったのに、まだまだたるむのかと私は受けとめますよ。こんなことしていたら、もう甲良町はだめになるなど。やっぱりこの段階で私は、ある何人かの課長さんは当然、断固処分は受けますとかいうのを言っておられたけど、あなたがそんなことを言っているから、みんながそんなことを言い出しているのかなということも考えられますので、その辺、私は考え直していただきたいと思いますが、いかがですか。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 繰り返しになりますが、就任前の調査を対象職員 9 人全員のヒアリング調査もやっていただいておりますので、この報告書のとおり処分をしないということでやらせていただきます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 そしたら、やった者が得したということで理解したいと思いますが、次にいきます。こんなことではまともな仕事をしている職員はたまらんとするんですよ。その辺はどう思われているんですかね。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 今後においては、ルールを定めておりますので、2 番の質問でお答えさせていただきたいと思います。

処分のルールにつきましては、甲良町処分に関する指針が平成 30 年 8 月 8 日に施行しております。この指針については、人事院の処分指針を参考に標準的な処分の物差しを甲良町に置きかえて指針を策定しているものであります。平成 30 年 6 月 14 日には、甲良町職員分限懲戒審査委員会条例が公布されています。私が町長に就任後の職員の服務に関しての顛末書、始末書は 20 通あまりあります。これについての取扱いについては、書類を整理いたしまして、分限懲戒審査委員会に諮問して、その答申を尊重して厳正に処分すべきものはすべきということで対応してまいります。

今後におきましても、地方公務員法に定めます条例、規則違反、処分上の違反とその事案ごとに、このルールで措置をしていくものでございます。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今後はやるということなんですが、今までやってこなかったのに、今後やられた人は迷惑な話で、やっぱり私はそれなりの処分は、今までの中でもやらなきゃ、今後の分でやられる人はたまらんとするんですよ。それで、今までのことはなかったことにするよということが広まっていったら、天下の笑いものになると私は思います。真面目にやっている職員を救ってやることを考えていかなあかんはずなのに、そこを今後のことでやるって、そんなのはおかしいと思うんですよ。やっぱり職員が去らないためにも、こういうことはだ

めと、その前の北川町長のときも口頭注意が20件近くあったと思うんですけど、処分した、処分したといって、口頭処分したというのは、口頭処分というような処分はないはずやという話があったと思うんですが、そんなことでずっと済ましてきている行政なんていうのは、でたらめな行政やと思うんですよ。その辺がどうしても許せないとは思っているので、考え直していただきたいをお願いしておきます。

それから、町民の方もよくおっしゃっている、役場職員に活気がないんだと、レベルが低いと、そういうことも耳にします。自分たちで決めたことも守らずにしている方はあきれておられるんですよ。何かが抜けていると。自分たちが決めたことと、今朝も町長が挨拶をしていましたけど、たばこの話ですよ。自分たちで庁内で吸わないと、よそに行って吸えという話なんですか。庁外に出て、敷地外に出ている。あれを見ている人がおるんですよ。そんなもなかった方がええん違うか。どう思いますか、町長。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 まずは7月1日から実施をして、そういう現実を眺めていて、喫煙者の問題についても今後、検討していきたいと思います。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 まず、これをどうするかということを、総務課長、こんなことをしている人がおるんですよ。あなたも含めて、たばこを吸うのか吸わんのか知らんけど。一步外へ出たらええんやと、そんなルール、ない方がええん違う。どう思いますか。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 禁煙の関係は、受動喫煙の関係ということで、今、敷地を出て吸われているということをお聞きしましたので、それは当然、勤務時間外か勤務時間中かでまた考え方が変わってくると思いますので、勤務時間中でしたら、当然、職務専念義務がありますので、そういうことでしたら注意はしていかなあかんかなと思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 ルールですし、注意するだけでいいんですか。時間中ですわ。

○丸山議長 総務課長。

○中川総務課長 もうシビアに言いますと、職務専念義務違反になりますので、当然、顛末書なり、始末書なりというような報告をいただいて、先ほど町長が言いました、自分が就任されてからはルール化することですので。今、思っていますのは半年に一遍ぐらい、出たやつを町が分限委員会に諮問して、そこでもう結論を出してもらおうと。条例上、尊重するということなので、というふうに、ちょっとルール化をしていこうかなということで、さきの課長会

でも今後はそうしますのでということを行いましたので、そのルールに基づいてやっていきたいなとは思っております。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 自分たちで決めたことが守れないんだから、普通のことは守れんな。やっぱりその辺を心がけないと、町民の目というのはどこにあるかわからるので、私は見たことないので知らんけど、やっぱりたばこ税を納めてもらわないかんから見逃すというような話ではちょっと筋が違うと思うので、税収が上がるのは確かですけど、その辺のところはちゃんと違った見方でやっていただきたいなと思いますので、耳の痛い課長さんもいらっしゃると思いますが、その辺はよろしく願いしておきます。

それと、役場全体の大改革が必要ということでちょっと申し上げたんですが、職員4人ほどで課長職を除いた中堅職員でプロジェクトチームをつくって、もう専念するような形で甲良町をどうしたらええんやという問題点をやっていかなあかんと思うんですが、資質やいろんなことを効率的に機能させるとかいろんなことがあるんですが、このためには当然、人も要るとか予算も必要になってくると思うんですが、よいことをするのに予算を出し惜しみしてはだめだと思うので、ある程度、時間を決めた中でこういうことをやっていただくということが考えられないかということをお聞きます。

○丸山議長 町長。

○野瀬町長 日常の職員資質向上については、ピアザ淡海に事務所を抱える19市町で運営する市町村研修センターへ派遣をしております。これは、人口規模で犬上3町、ほぼ人口が同じぐらひであります。甲良町職員が一般研修、指導者研修、専門職員特別研修併せて他の2町よりも多く派遣をしているところでありますし、それから、愛犬4町で新採職員の集中研修も合同でやったり、それから定住自立圏、これは彦根市を含むんですが、彦根市で実施されている政策形成能力研修にも参加をさせたりしているところであります。

いずれにしても、議員は意気込みを示せと、やる姿勢を示せというのがプロジェクトの提案であると思っています。幾ら研修に多く派遣し、回数だけではなくて、中身の問題で意欲とか研修にしっかり参加をして、すんと自分のものにしたいところ辺がキーポイントになると思います。

ご指摘のチーム編成であります。今日まで他の業務でプロジェクトチームを編成したりしてきました。企業誘致もそうありますが、チームリーダー次第で物事が動くということになります。日常業務、自分の担当業務を優先して、ついついプロジェクトの段取りが遅れるということが今日の事情でございます。

そこで、今やっているのは、町長直轄のもとに、1つは総務課長みずからが

担当課へ出向いて、課の業務推進指導をしております。それから2つには、会計事務の問題が今日までありましたので、会計管理者、それから財政担当が直接、担当者のところへ行って、収入調定のコンピューター作業の直接指導を行うということもやっておりますし、それから、総務課長が申しあげました専門の大学の先生に、各職場の事務診断をしてもらって、今のやりようがどうかということ今年度、手始めに早急に取りかかりたいと思っています。これからもここにいて考えますのは、議員からもよくご指摘をいただいているのが、日常業務が確実、正確、効率よく推進する指導を行っていきたいと思います。日常業務がいかに大事であるか、その積み重ねだと思っていますので、当分このスタイルで組織力のアップをめざしていきたいと思っています。議員の提案は十分尊重させていただきたいと思っています。

○丸山議長 西川議員。

○西川議員 今、町長が言われましたが、県の研修やとかそういうところに習いに行ったら実践できればいいんですが、右から左ではどうにもならん、ただ行ってこいと言われるから行っているんだという職員が多いからこういうことが起こってくるんですよ。いろんな間違いがね。やっぱりその辺を真剣に捉えるという中でやっていかないと、それがたとえ総務課長であっても、総務課長の指導が間違っとなら、みんな間違えるんですよ。やっぱりその辺のところを私は若い、やる気のある4人ぐらいを選抜していただいて、完全に個室に入れて、1週間以内でも、どの程度までやれとか何かいうような形でやらないと、甲良町は目覚めないと思います。町長自身も、私が何回も言っている、この処分をしなかったら甲良町は目覚めませんよ。今までのことがなかったというのは、これから先はありますと言ったって、そんなんみんな不満を持つだけです。その辺はどうしてもやっていただきたいなとお願いしたいと思うし、このチームづくりもぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いしております。

甲良町が消滅せんようになっていかなあかんと思うので、余計に思うんですけど、皆さんもやる気で町政をやらないと、発展のない行政を何ぼやられても、維持していかなあかん行政もあります、保健福祉やとかいろんなところで維持していかなあかん福祉もありますけど、日々発展をめざさないとかだめやと思うし、隠し事のある行政、そんなもん一番あかん。やっぱりそういうところを皆さんがふまえた中でやっていかないと、町民は信頼しないし、皆さんの心の中も収まらないだろうと思いますので、その辺をよろしく願いしておいて、私の一般質問を終わります。

○丸山議長 西川議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。なお、明日の会議はまた午前 9 時からよろしく申し上げます。ご苦労さまでした。

(午後 4 時 4 1 分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 山 田 裕 康

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣